

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月22日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース） ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年6月23日から平成29年6月21日まで) ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース） 3兆円を上限とします。 ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース） 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ファンドの正式名称	略 称
ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）	為替プレミアム・コース
ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）	為替フリー・コース

なお、それぞれのファンドを「ファンド」あるいは「各コース」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）を上限とし

て販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成28年 6月23日から平成29年 6月21日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

各コースは、追加型投信 / 海外 / 株式に属し、主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

各コースは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 各コースが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	ファミリーファンド
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ
	年12回(毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他()	中南米	為替ヘッジ
不動産投信		アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)	
		エマージング	あり
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			なし

(注) 各コースが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

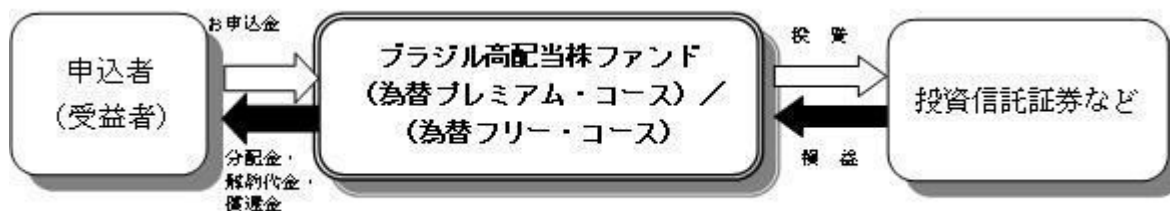
その他資産(投資信託証券 (株式 一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし ^(注)	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

各コースはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(株式)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

各コースは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

1. 高配当利回りのブラジルの株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

各コースはケイマン諸島籍の以下の外国投資信託と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」を投資対象とします。

- ・為替プレミアム・コース : ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Pクラス
- ・為替フリー・コース : ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Jクラス

上記の外国投資信託を総称して「プレミアム・ファンド」という場合があります。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、プレミアム・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

プレミアム・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

各コースが投資対象とするプレミアム・ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナルを取引相手とする担保付スワップ取引により、ブラジル高配当株戦略および通貨オプション戦略の運用成果を反映する以下の指数に実質的に投資します。

- ・為替プレミアム・コース : CSブラジル高配当株プレミアム戦略指数（円ベース）
- ・為替フリー・コース : CSブラジル高配当株戦略指数（円ベース）

指数の算出・公表はクレディ・スイス・インターナショナルが行います。

スワップ取引とは、取引の相手方に証拠金を差し入れ、ブラジル高配当株戦略および通貨オプション戦略の投資成果を享受する契約です。

原則として、対円で為替ヘッジを行いません。

プレミアム・ファンドを通じて、主として相対的に高い配当利回りのブラジル株式を中心に投資を行い、高いインカム収益を確保しながら、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ブラジル株式への実質的な投資は、ブラジル銀行グループの運用会社（BB D T V M）の助言に基づき行われます。

BB D T V Mについて



BB D T V Mは1986年設立、ブラジル最大の資産運用会社であり、ブラジル銀行（Banco do Brasil）の

100%子会社。

正式名称：BB Gestao de Recursos Distribuidora de Titulos e Valores Mobiliarios S.A.

本社所在地：リオデジャネイロ（ブラジル）

ブラジル銀行は、1808年に設立されたブラジル最大の総資産規模を誇る商業銀行。ブラジル最初の銀行でもあり、1964年にブラジル中央銀行が設立されるまではブラジルの政策金融機関としても機能していました。

2. 為替プレミアム・コースでは、通貨オプション戦略を活用して、プレミアム収益の確保を目指します。

為替プレミアム・コースでは、プレミアム・ファンドを通じて、『ブラジルリアル買い・円売り』の通貨オプションを売却する通貨オプション戦略を活用し、プレミアム収益の確保を目指します。

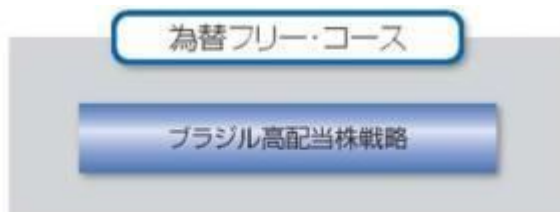
原則として、通貨オプションの比率は保有する外貨建資産の評価額の50%程度を基本とします。

各コースの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

各コースの戦略イメージ

為替フリー・コースは、主に高配当利回りのブラジル株式に投資を行う「ブラジル高配当株戦略」を実行します。

為替プレミアム・コースは、「ブラジル高配当株戦略」に加えて、ブラジルリアル買い・円売りのオプション（権利）を売却する「通貨オプション戦略」を実行します。



為替フリー・コースでは、

主に配当利回りに着目した銘柄選定により、株式の値上がり益や株式の配当収益の確保を目指す「ブラジル高配当株戦略」を実行し、投資信託財産の成長を目指します。

ブラジルリアル高/円安となった場合は基準価額の上昇要因となり、ブラジルリアル安/円高となった場合は下落要因となります。



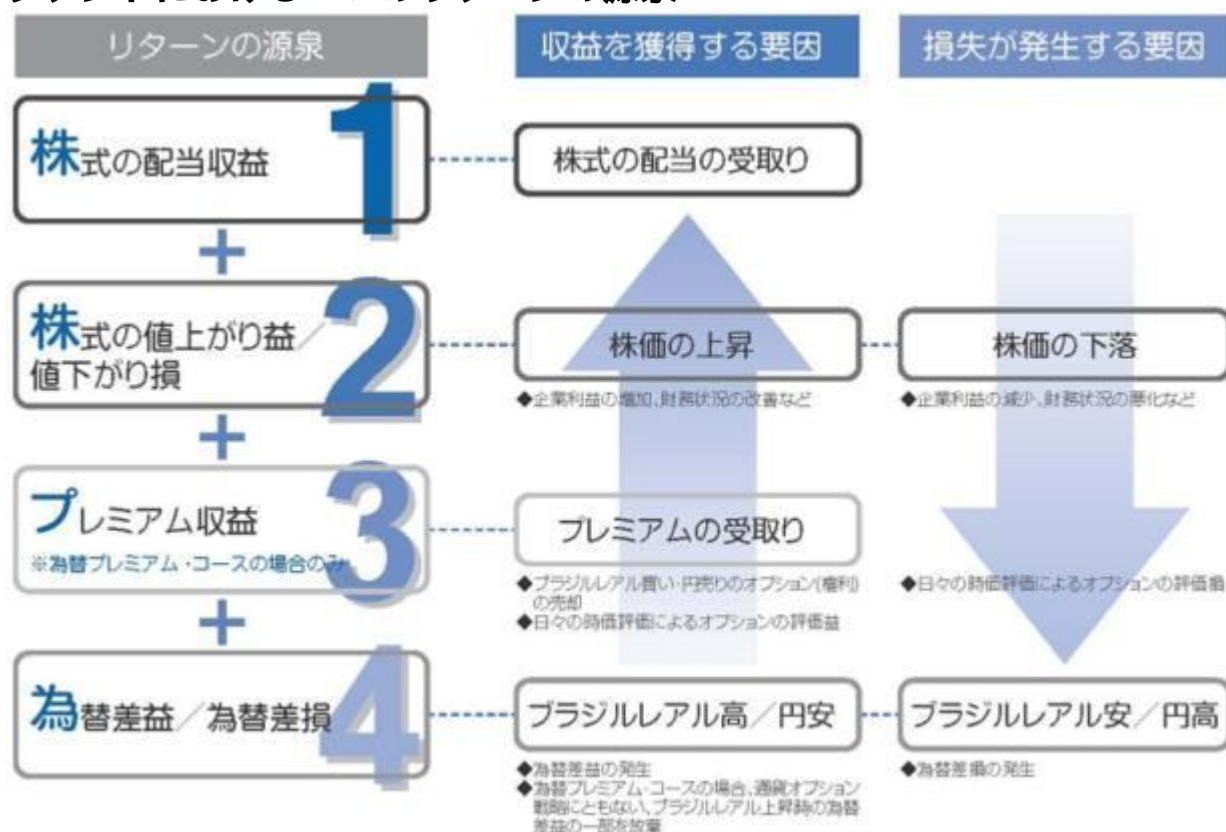
為替プレミアム・コースでは、

「ブラジル高配当株戦略」に加えて、ブラジルリアル買い・円売りのオプション（権利）を売却することによるプレミアム収益の確保を目指す「通貨オプション戦略」を実行し、投資信託財産の成長を目指します。ブラジルリアル高／円安となった場合は基準価額の上昇要因となり、ブラジルリアル安／円高となった場合は下落要因となります。

通貨オプション戦略にともない、ブラジルリアル高／円安となった場合は為替差益の一部を放棄します。

通貨オプション戦略は、ブラジルリアル／円相場が権利行使価格を超えて上昇（ブラジルリアル高／円安）した場合、為替差益の一部を享受できない場合があります。資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドにおける4つのリターンの源泉



上記はイメージ図であり、資金動向、市況動向などによっては、上記の通りにならない場合があります。

ブラジル高配当株戦略の概要

ブラジル高配当株戦略は、ブラジルの証券取引所に上場するブラジルリアル建てのブラジル企業の株式のうち、市場の平均よりも高い配当利回りの銘柄を中心に投資を行います。

実質的な銘柄の選定および投資比率は、ブラジル銀行グループの運用会社であるBB D T V Mの助言に基づいて決定されます。

銘柄の選定にあたっては、配当利回りに加え、利益成長性、バリュエーション、配当政策、流動性なども勘案します。

原則として、銘柄の選定および投資比率の決定は、月次および週次で行われます。

為替プレミアム・コースの通貨オプション戦略の概要

為替プレミアム・コースの通貨オプション戦略は、原則として、ブラジルリアル建資産の評価額の50%相当分のオプションを売却（カバー率50%）することを基本とします。

通貨オプションは、以下の条件を基本とします。

ブラジルリアル買い・円売りの権利の売却

満期は、約1ヵ月

権利行使価格は、オプション取引日の為替と同じ水準（アット・ザ・マネー）

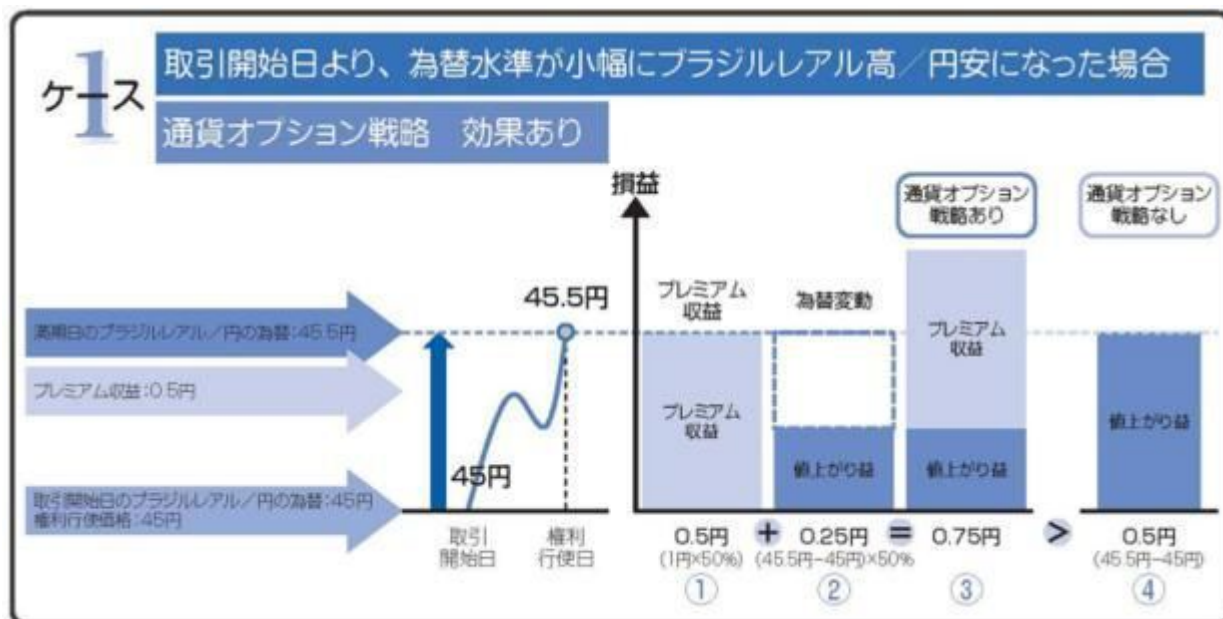
ブラジルリアル/円相場が権利行使価格を超えて上昇（ブラジルリアル高/円安）した場合の為替差益のうち、オプション売却分の50%相当分の評価額については為替差益を享受できません。

そのため、通貨オプション戦略を行う為替プレミアム・コースは、為替フリー・コースと比較して、ブラジルリアル/円相場が権利行使価格を超えて上昇（ブラジルリアル高/円安）した場合には、享受できる為替差益が少なくなります。

為替プレミアム・コースの通貨オプション戦略の損益のイメージ

<前提>

取引開始日の為替：	1 ブラジルリアル = 45円
権利行使価格：	1 ブラジルリアル = 45円
満期日：	1ヵ月後
満期日の為替：	1 ブラジルリアル = 45.5円
プレミアム収益：	1円
カバー率：	50%



<解説>

取引日のプレミアム収益は、

$$1円 \times 50\% (\text{カバー率}) = 0.5円$$

満期日の為替水準が権利行使価格を超えてブラジルリアル高/円安になったため、ブラジルリアル買い・円売りのオプション（権利）の売却を行ったブラジルリアル建資産の評価額の50%相当分は、ブラジルリアル高/円安による為替差益を享受できません。そのため、値上がり益は、

$$(45.5円 - 45円) \times 50\% = 0.25円$$

通貨オプション戦略を行った場合の為替に関する合計損益は、

と の合計の0.75円となります。

通貨オプション戦略を行わなかった場合の為替に関する損益は、

$$45.5円 - 45円 = 0.5円 \text{ となります。}$$

と を比較すると、 の方が0.25円収益が多く、通貨オプション戦略の効果があったことがわかります。

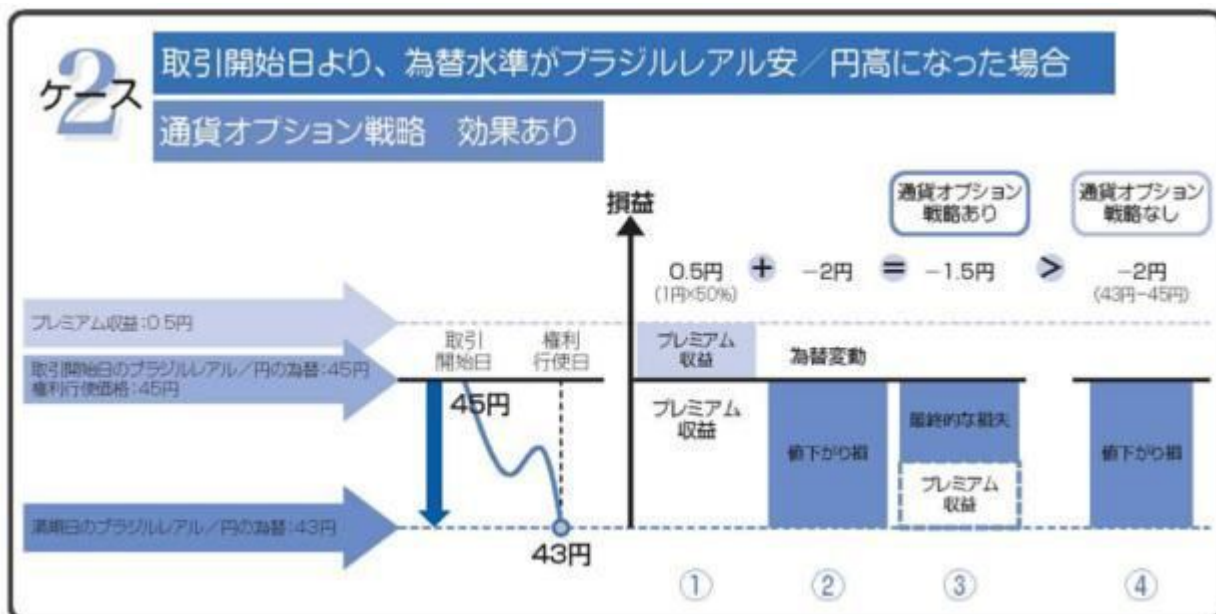
上記における、ブラジルレアル/円の為替水準が小幅上昇した場合とは、ブラジルレアル/円の為替水準が権利行使価格にプレミアム収入の2倍を足した水準を超えない範囲で上昇する場合を指します。（カバー率50%の場合）

上記は、ブラジルレアル買い・円売りのオプション取引のイメージを簡略化して説明したものです。ファンド全体の損益を示したものではありません。また、将来の動向や各コースの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

為替プレミアム・コースの通貨オプション戦略の損益のイメージ

< 前提 >

取引開始日の為替：	1 ブラジルレアル = 45円
権利行使価格：	1 ブラジルレアル = 45円
満期日：	1 ヶ月後
満期日の為替：	1 ブラジルレアル = 43円
プレミアム収益：	1 円
カバー率：	50%



< 解説 >

取引日のプレミアム収益は、

$$1円 \times 50\% (\text{カバー率}) = 0.5円$$

満期日の為替水準が2円円高になったため、値下がり損は、

$$43円 - 45円 = -2円$$

通貨オプション戦略を行った場合の為替に関する合計損益は、

と の合計の -1.5円となります。

通貨オプション戦略を行わなかった場合の為替に関する損益は、

$$43円 - 45円 = -2円 \text{ となります。}$$

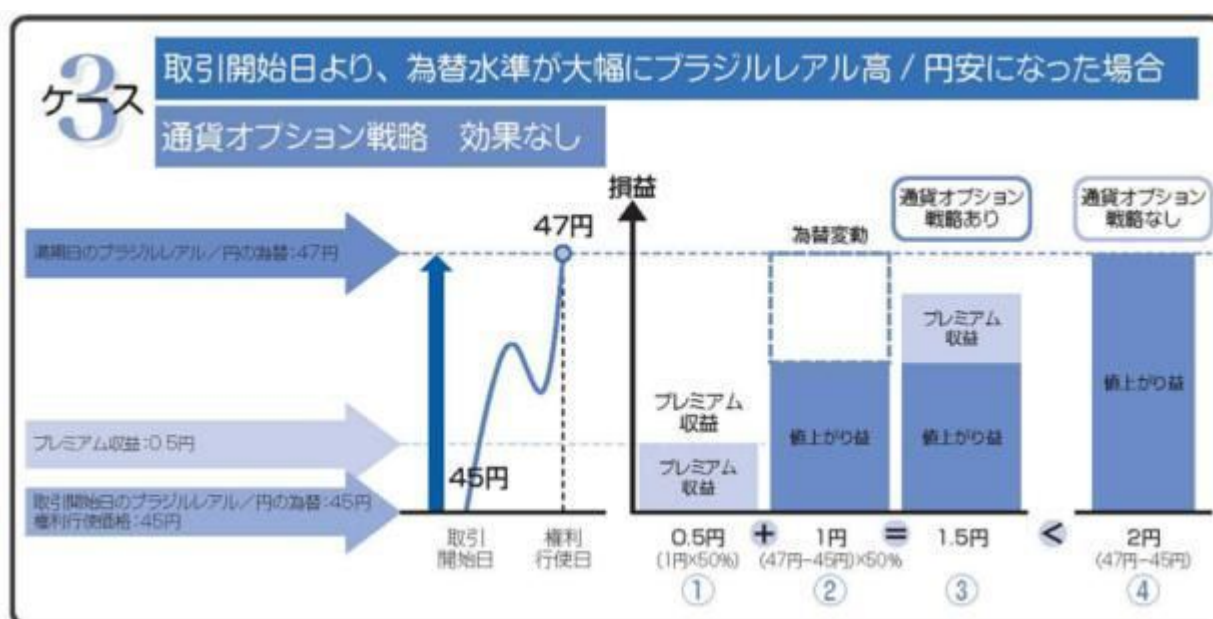
と を比較すると、 の方が0.5円損失が少なく、通貨オプション戦略の効果があったことがわかります。

上記は、ブラジルリアル買い・円売りのオプション取引のイメージを簡略化して説明したものです。ファンド全体の損益を示したものではありません。また、将来の動向や各コースの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

為替プレミアム・コースの通貨オプション戦略の損益のイメージ

< 前提 >

取引開始日の為替：	1 ブラジルリアル = 45円
権利行使価格：	1 ブラジルリアル = 45円
満期日：	1 ヶ月後
満期日の為替：	1 ブラジルリアル = 47円
プレミアム収益：	1円
カバー率：	50%



< 解説 >

取引日のプレミアム収益は、

$$1円 \times 50\% (\text{カバー率}) = 0.5円$$

満期日の為替水準が権利行使価格を超えて大幅にブラジルリアル高 / 円安になったため、ブラジルリアル買い・円売りのオプション（権利）の売却を行ったブラジルリアル建資産の評価額の50%相当分は、ブラジルリアル高 / 円安による為替差益を享受できません。そのため、値上がり益は、

$$(47円 - 45円) \times 50\% = 1円$$

通貨オプション戦略を行った場合の為替に関する合計損益は、

と の合計の1.5円となります。

通貨オプション戦略を行わなかった場合の為替に関する損益は、

$$47円 - 45円 = 2円 \text{ となります。}$$

と を比較すると、 の方が0.5円収益が多く、通貨オプション戦略の効果がなかったことがわかります。

上記における、ブラジルリアル / 円の為替水準が大幅上昇した場合とは、ブラジルリアル / 円の為替水準が権利行使価格にプレミアム収入の2倍を足した水準を超えて上昇する場合を指します。（カバー率50%の場合）

上記は、ブラジルリアル買い・円売りのオプション取引のイメージを簡略化して説明したものです。ファンド全体の損益を示したものではありません。また、将来の動向や各コースの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

原則として、毎月20日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

各コースの分配金額は、以下の水準を基礎として、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

- ・為替プレミアム・コース : 投資信託証券を通じて実質的に投資する株式の配当水準および通貨オプション戦略から得られる収益など
- ・為替フリー・コース : 投資信託証券を通じて実質的に投資する株式の配当水準など

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

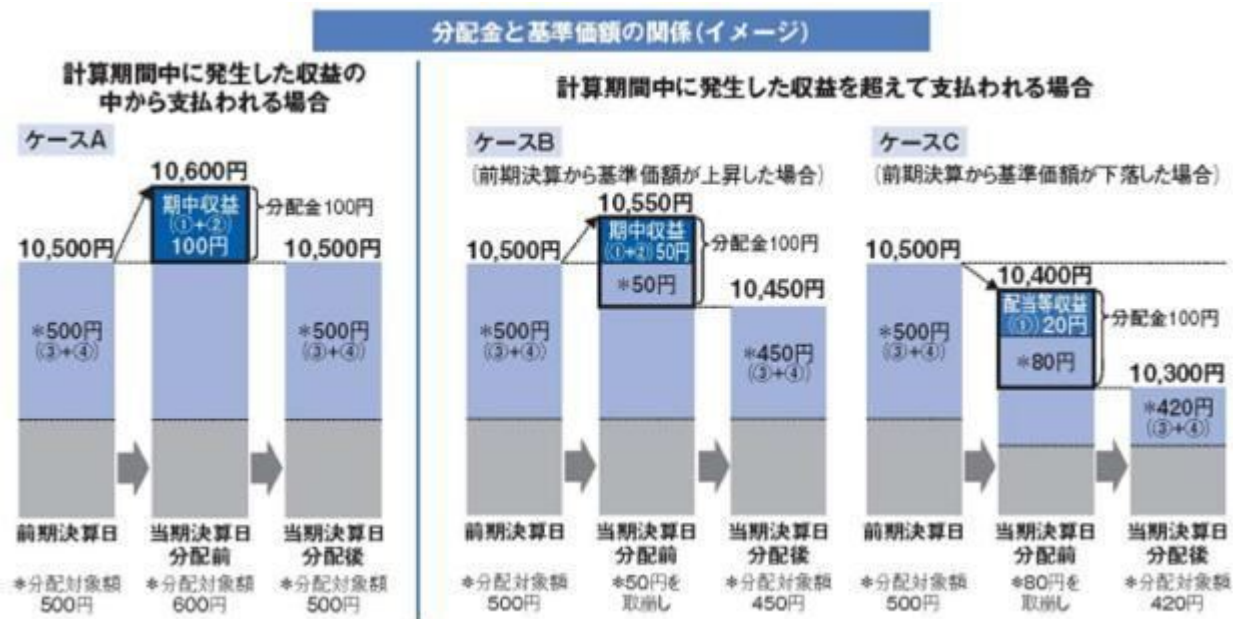
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超過して支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落

することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、 分配準備積立金、
 収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期末から当期末まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円 + 当期末と前期末との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB：分配金受取額100円 + 当期末と前期末との基準価額の差 50円 = 50円

ケースC：分配金受取額100円 + 当期末と前期末との基準価額の差 200円 = 100円

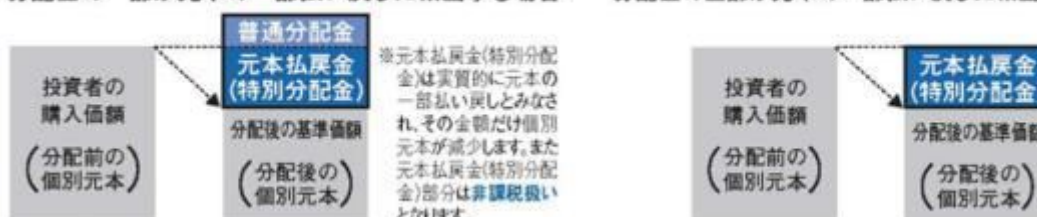
A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

< 参 考 >

CS ブラジル高配当株戦略指数・CS ブラジル高配当株プレミアム戦略指数の概要

CS ブラジル高配当株戦略指数（円ベース）

CS ブラジル高配当株プレミアム戦略指数（円ベース）

英語名称： CS Brazilian High Dividend Equity Strategy Index (JPY)
CS Brazilian High Dividend Equity Premium Strategy Index (JPY)

1. CS ブラジル高配当株戦略指数は、ブラジル銀行グループの運用会社であるBB Gestao de Recursos Distribuidora de Titulos e Valores Mobiliarios S.A. (BB D T V M) の投資助言に基づき、ブラジルの証券取引所に上場するブラジルリアル建てのブラジル企業の株式のうち、市場平均よりも高い配当利回りの銘柄を中心に選定された株式ポートフォリオの株価パフォーマンスを反映するトータル・リターン株価指数です。

CS ブラジル高配当株戦略指数の構成銘柄は、配当利回りに加え、利益成長性、バリュエーション、配当政策、流動性なども勘案され選定されます。原則として銘柄の選定および投資比率の決定は、月次および週次で行われます。

CS ブラジル高配当株戦略指数は、各構成銘柄の各市場における株価（終値）を、米ドルについてはロンドン時間14時30分の対円スポットレートを、ブラジルリアルについてはブラジル中央銀行が提供する為替の公示レートであるP T A Xの対米ドルレートをを用いて、円換算したパフォーマンスを指数化したものです。

2. CS ブラジル高配当株プレミアム戦略指数は、CS ブラジル高配当株戦略指数のパフォーマンスと、通貨オプション戦略を実施したパフォーマンスを合計し、指数化したものです。通貨オプション戦略は、各戦略再構築日において、期間約1か月程度、権利行使価格水準はオプション取引の取引時における為替と同じ水準（アット・ザ・マネー）のブラジルリアル買い・円売りのコール・オプションを、ブラジルリアル建資産の評価額（戦略再構築日におけるCS ブラジル高配当株プレミアム戦略指数値）の50%相当分売却することを基本とします。そのため、CS ブラジル高配当株プレミアム戦略指数においては、ブラジルリアルが日本円に対して下落した場合に同指数が下落するリスクがあると同時に、ブラジルリアルが日本円に対して上昇した場合に享受できる利益がCS ブラジル高配当株戦略指数と比較して小さくなります。

CS ブラジル高配当株戦略指数並びにCS ブラジル高配当株プレミアム戦略指数の構成銘柄の配当金については随時再投資されたものとして、各指数の計算が行われます。再投資される配当金にかかる税率は、通常の配当は0%としますが、資本利子配当については15%として計算が行われます。本税率は、2013年1月31日現在の数値であり、税率の変化などに伴い変更される場合があります。

CS ブラジル高配当株戦略指数並びにCS ブラジル高配当株プレミアム戦略指数は、クレディ・スイス・インターナショナルにより算出され、ブルームバーグの情報端末上に日々公表されます。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、各コースにつき金1,000億円を限度として信託金を追加す

ることができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成25年 2月12日

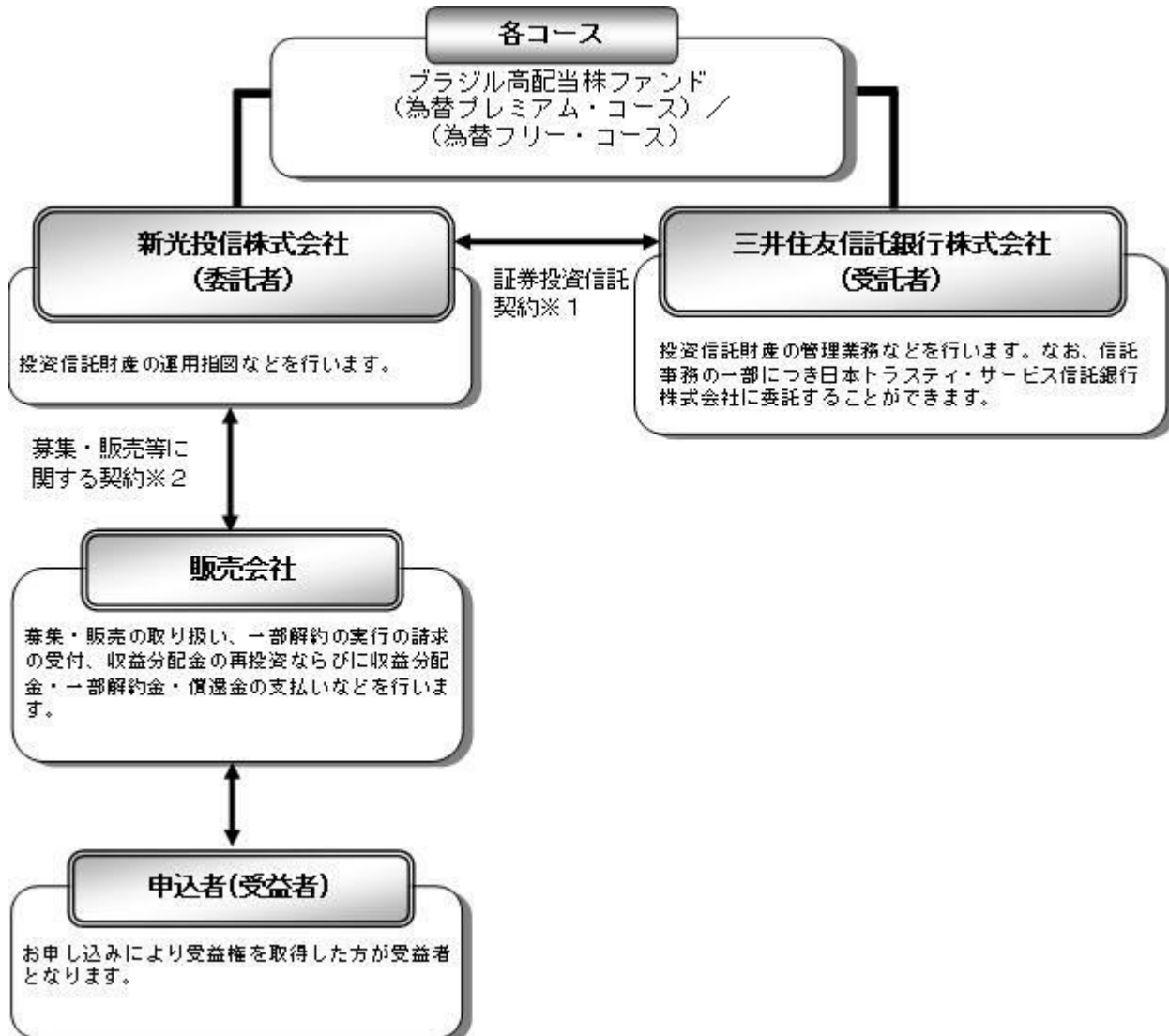
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成25年 3月27日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

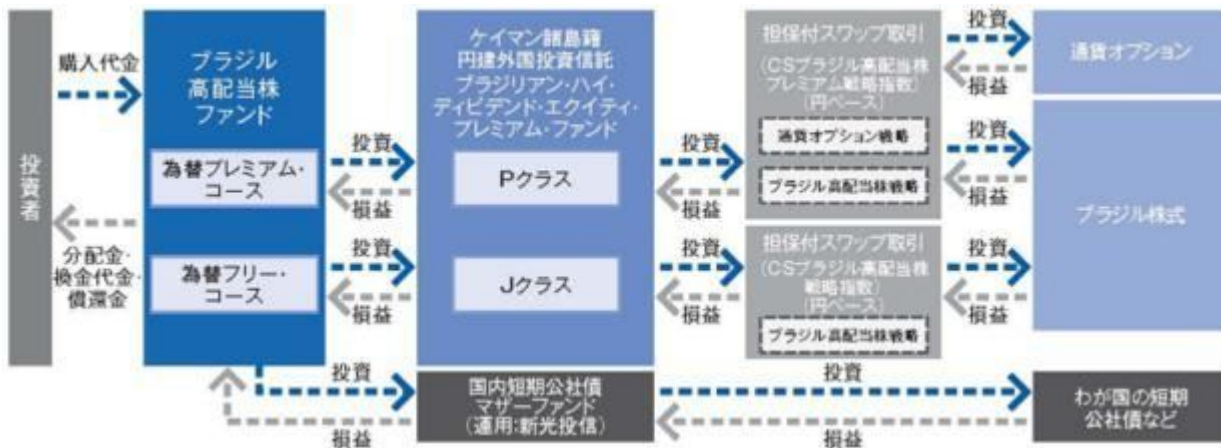
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

各コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成28年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,813,864株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

（平成28年3月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.98%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	10.04
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.56

2【投資方針】

・下記の*1、*2、*3には次の表をあてはめてご覧ください。

	*1	*2	*3
為替プレミアム・コース	および通貨オプション戦略	プレミアム	P
為替フリー・コース	-	-	J

（注）各コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各コースが投資する投資信託証券の概要 1. プレミアム・ファンドの概要」をご参照ください。

（１）【投資方針】

a．基本方針

各コースは、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b．運用の方法

（イ）主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

以下の投資信託証券への投資を通じて、ブラジル高配当株戦略*1の運用成果を反映するCSブラジル高配当株*2戦略指数（円ベース）から得られる総合収益の獲得による投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託 ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - *3クラス（以下「プレミアム・ファンド*3」といいます。）円建受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） 国内短期公社債マザーファンド受益証券
なお、プレミアム・ファンド*3におけるCSブラジル高配当株*2戦略指数（円ベース）への実質的な投資は、クレディ・スイス・インターナショナルを取引相手とする担保付スワップ取引により行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、プレミアム・ファンド*3の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

各コースの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

プレミアム・ファンド*3が償還した場合もしくは約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（２）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

各コースにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．ケイマン諸島籍外国投資信託 ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - *3クラス（以下「プレミアム・ファンド*3」といいます。）円建受益証券
- 2．証券投資信託 マザーファンド受益証券
- 3．コマーシャル・ペーパー
- 4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- 6．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとしします。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

各コースが投資する投資信託証券の概要

1．プレミアム・ファンドの概要

ファンド名	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Jクラス / Pクラス
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてスワップ取引を通じて、JクラスではCSブラジル高配当株戦略指数への投資成果を、PクラスではCSブラジル高配当株プレミアム戦略指数への投資成果を享受することを目指します。スワップ取引の相手方はクレディ・スイス・インターナショナルとなります。 ・CSブラジル高配当株戦略指数はブラジル高配当株ポートフォリオのパフォーマンスを、CSブラジル高配当株プレミアム戦略指数はブラジル高配当株ポートフォリオにブラジルリアル買い/円売りの通貨オプションを売却する通貨オプション戦略を組み合わせたパフォーマンスを反映し、主として以下の点にしたがった内容となります。 <p>(ブラジル高配当株ポートフォリオ)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 銘柄選定にあたっては、BB D T V Mの助言を活用します。 - 構成銘柄は、配当利回りに加え、利益成長性、バリュエーション、配当政策、流動性なども考慮したうえで選定されます。 <p>(通貨オプション戦略)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 通貨オプションの比率は、原則として全体の50%とし、期間約1ヵ月、権利行使価格100%のコール・オプションを利用します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産総額を超える有価証券の空売りは行いません。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。
決算日	4月末
主な関係法人	<p>管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド 受託会社兼管理事務代行会社：BNY メロン ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッド 副管理事務代行会社：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店 保管受託銀行：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 報酬代行会社：クレディ・スイス・インターナショナル 投資助言会社：BB Gestao de Recursos Distribuidora de Titulos e Valores Mobiliarios S.A.（BB D T V M）</p>
信託報酬等	<p>純資産総額に対し年率0.75% 上記料率には、管理会社、報酬代行会社ならびに保管受託銀行への報酬、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用などが含まれます。また、受託会社兼管理事務代行会社に対して最大年20,000米ドル、副管理事務代行会社に対して最大年95,000米ドルが当該外国投資信託から支払われます。</p>
その他の費用・手数料	<p>解約手数料として、解約時の純資産価格の0.35%がかかります。 有価証券売買時の売買委託手数料に相当する額が実質的にかかりますが、当該額は取引頻度に応じて変動するため、当該費用および合計額を表示することができません。</p>
収益分配方針	原則として、毎月分配を行います。
運用開始日	平成25年3月28日

2．国内短期公社債マザーファンドの概要

ファンド名	国内短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成20年7月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

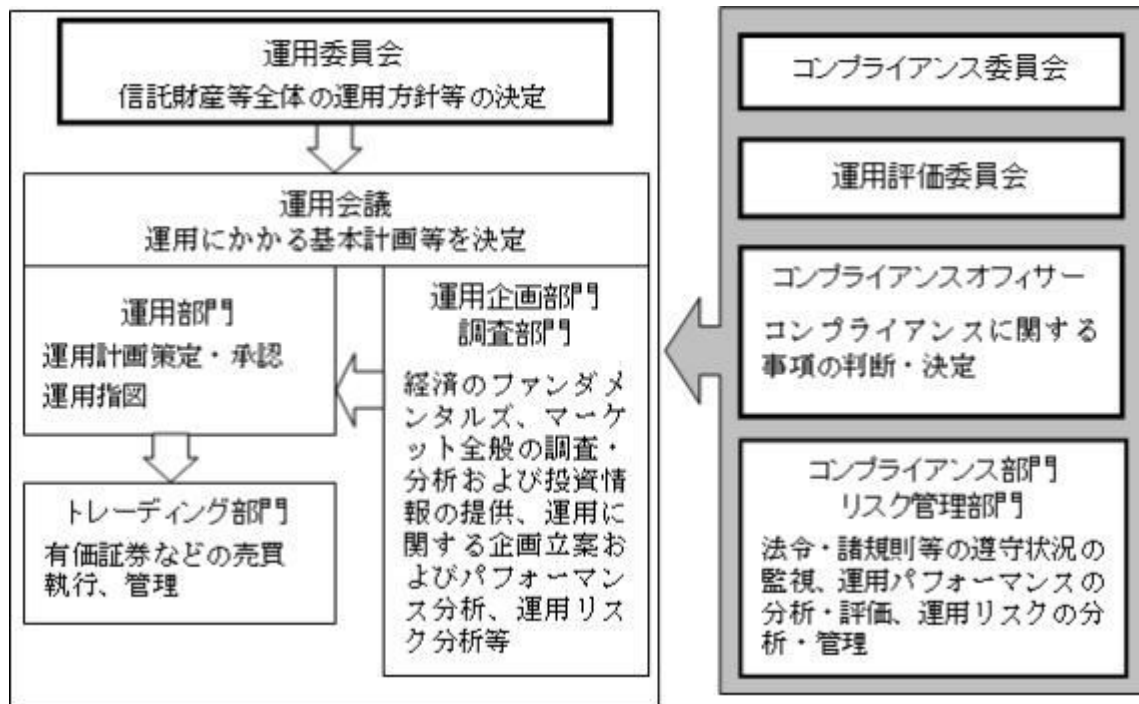
上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成28年6月22日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会において決定された信託財産等全体の運用方針等に基づき、運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、運用にかかる基本計画を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本計画を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則等の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・リスク管理部門は日々の運用リスク等の分析・管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は、原則として3ヵ月毎に開催されるコンプライアンス委員会、運用評価委員会において運用成果、法

令・諸規則等の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針

< 為替プレミアム・コース >

収益分配は原則として、毎月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
2. 分配金額は、投資信託証券を通じて実質的に投資する株式の配当水準および通貨オプション戦略から得られる収益等を基礎として委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

< 為替フリー・コース >

収益分配は原則として、毎月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
2. 分配金額は、投資信託証券を通じて実質的に投資する株式の配当水準等を基礎として委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 収益分配方式

< 各コース共通 >

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 損失の繰り越し

<各コース共通>

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 分配金の取り扱い

<各コース共通>

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- g. 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (二) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。
- h. デリバティブ取引等に係る投資制限
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

各コースは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

b．為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。また、各コースは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

c．カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

各コースは実質的にブラジルの株式などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

d．カウンターパーティ・リスク

各コースの投資対象である外国投資信託は、スワップ取引の相手方（カウンターパーティ）となるクレディ・スイス・インターナショナル（以下「クレディ・スイス」といいます。）に原則としてすべての保有資産を証拠金として差し入れることで、参照指数の投資損益をクレディ・スイスから提供されます。外国投資信託は、クレディ・スイスが取引する参照指数にかかる株式やデリバティブ取引について、何ら直接の権利を有しません。

クレディ・スイスは、証拠金とほぼ同額の有価証券などを外国投資信託と同じ保管会社に預け入れ、自らが倒産などに陥った場合に当該有価証券などの管理権が外国投資信託に移る内容の契約を事前に締結しています。クレディ・スイスが倒産した場合、運用の継続が困難となり将来の投資成果を享受することができなくなるほか、担保が不足する場合や担保を処分する際に想定した価格で処分できない場合などがあることから、損失を被り、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

e．流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

f．通貨オプション戦略に伴うリスク

・為替プレミアム・コースにおいて、実質的に採用される通貨オプション戦略は、カバー率50%の通貨オプションを売却することにより、一定期間に権利行使価格以上にブラジルリアル高/円安となった場合に権利行使価格を超える為替差益を享受できない代わりに、プレミアムの獲得を目指す戦略です。そのため、権利行使価格を上回ってブラジルリアル高/円安になったとしても、権利行使価格を超える為替差益の一部を享受することはできず、為替差益は限定されます。

・通貨オプション戦略では、ブラジルリアル買い・円売りのオプションが満期を迎えるごとに、新たな権利行使価格のオプションが再構築されます。そのため、為替相場が大きく変動し、為替プレミアム・コースの基準価額が下落した後に新たな権利行使価格のオプションが構築された場合には、その後、為替が変動前の相場に戻った場合でも、為替プレミアム・コースの基準価額は変動前の水準を下回る可能性があります。

- ・為替プレミアム・コースの換金に伴い、通貨オプション戦略を一部解消する場合、市場動向などによっては、不利な価格での解消を余儀なくされる場合があり、その影響を受けて為替プレミアム・コースの基準価額は下落する可能性があります。
- ・通貨オプション戦略では、売却したブラジルリアル買い・円売りのオプションの評価額が市場動向などに応じて変動するため、オプションの満期までの間にブラジルリアル高/円安が進んだ場合や変動率が上昇した場合には、オプションの価値が上昇し、為替プレミアム・コースの基準価額が下落する可能性があります。

g．信用リスク

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

h．金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

i．特定の投資信託証券に投資するリスク

各コースが組み入れる投資信託証券における各種関係法人の状況や業務上の判断が、各コースの運用成果や運営状況に影響を及ぼす可能性があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

j．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 各コースのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがある場合があります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各コースの運用に影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入る有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

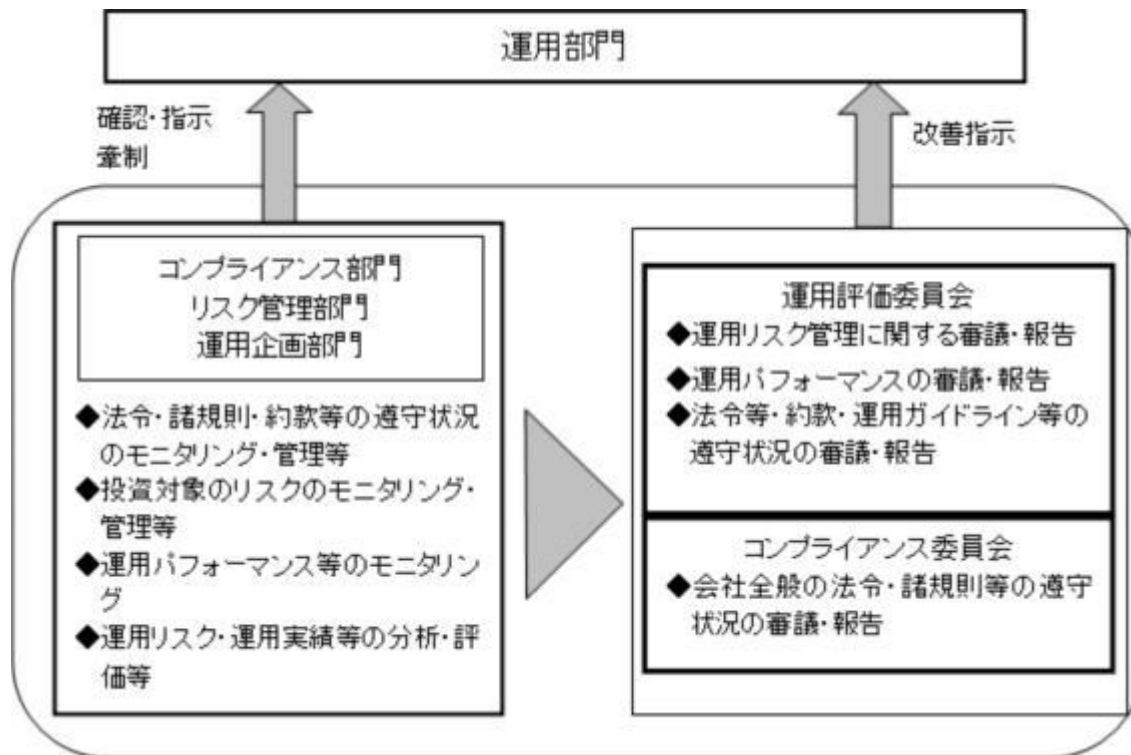
各コースが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります、上記のような要因で、各コースの基準価額が変動する可能性があります。

ブラジルへの投資にあたってのご留意事項

ブラジルでは、国外から金融資産などへの投資や換金に伴い発生する為替取引に対し、税金が課せられることがあります。投資者による各コースの購入や換金に伴い実質的に発生した為替取引にかかるこれらの税金は、各コースの投資信託財産全体で負担することになり、基準価額の下落要因となります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

ブラジル高配当株ファンド(為替プレミアム・コース)
ブラジル高配当株ファンド(為替フリー・コース)

<参考情報>

為替プレミアム・コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、2014年3月から2016年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

為替フリー・コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、2014年3月から2016年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

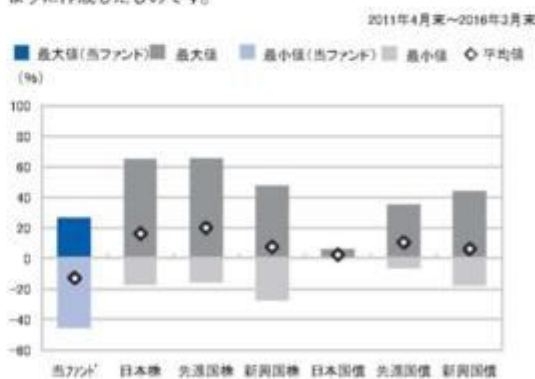


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	24.3	65.0	65.7	47.4	6.1	34.9	43.7
最小値	△40.9	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△6.3	△17.4
平均値	△11.7	16.2	19.8	7.3	2.4	10.4	6.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2011年4月から2016年3月の5年間の騰落率(当ファンドは2014年3月から2016年3月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです)。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	26.7	65.0	65.7	47.4	6.1	34.9	43.7
最小値	△45.4	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△6.3	△17.4
平均値	△13.1	16.2	19.8	7.3	2.4	10.4	6.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2011年4月から2016年3月の5年間の騰落率(当ファンドは2014年3月から2016年3月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです)。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

投資リスク

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド(円ベース)は、JP Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、JP Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は評価を受けて使用しています。JP Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, JP Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいます。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.35%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（3）【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率1.1664%（税抜1.08%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して年率1.9164%（税抜1.83%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

<ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分>

委託者	年率0.35%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
-----	-------------	------------------------

販売会社	年率0.70%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.75%	プレミアム・ファンドの信託報酬です。国内短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 ^{（注）}	年率1.9164%（税抜1.83%）程度	-

（注）プレミアム・ファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。なお、プレミアム・ファンドの信託報酬には、管理会社、報酬・費用などの支払い事務代行を行う報酬代行会社ならびに保管受託銀行への報酬、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用などが含まれます。また、受託会社兼管理事務代行会社に対して最大年20,000米ドル、副管理事務代行会社に対して最大年95,000米ドルがプレミアム・ファンドから支払われます。

資産規模が比較的少額である場合は、信託報酬ならびにその他の費用・手数料のうち定率でない一部項目の負担が純資産総額比で高率となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、各コースの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d．各コースが主要投資対象とするプレミアム・ファンドにおいて、解約に伴う取引により発生する解約手数料として解約時の純資産価格の0.35%がかかるほか、有価証券売買時の売買委託手数料に相当する額が実質的にかかります。
- e．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され

ます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません。)
・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

(ロ)一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益(解約価額または償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。))を控除した額)については、譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(ハ)損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です(申告不要)。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合>

「NISA(ニーサ)」および「ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

(ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ)受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本と

なります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成28年4月1日現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

（平成28年 3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	569,991,848	96.08
親投資信託受益証券	日本	10,137,951	1.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		13,077,085	2.20
純資産総額		593,206,884	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

（平成28年 3月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	62,492,045	96.20
親投資信託受益証券	日本	1,013,297	1.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,451,957	2.23

純資産総額	64,957,299	100.00
-------	------------	--------

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)国内短期公社債マザーファンド

(平成28年 3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	491,795,660	42.31
特殊債券	日本	201,624,662	17.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		468,907,674	40.34
純資産総額		1,162,327,996	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ブラジル高配当株ファンド(為替プレミアム・コース)

イ.評価額上位銘柄明細

(平成28年 3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ブラジリアン・ハイ・ディビデン ド・エクイティ・プレミアム・ ファンド・Pクラス	13,030,172.1	42.69	556,258,046	43.744	569,991,848	96.08
2	日本	親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	10,049,516	1.0089	10,138,956	1.0088	10,137,951	1.70

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成28年 3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.08
親投資信託受益証券	1.70
合計	97.79

ブラジル高配当株ファンド(為替フリー・コース)

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ブラジリアン・ハイ・ディビデ ンド・エクイティ・プレミアム・ ファンド - Jクラス	1,186,212.48	51.51	61,101,804	52.682	62,492,045	96.20
2	日本	親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,004,458	1.0089	1,013,397	1.0088	1,013,297	1.55

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨て
ているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成28年 3月31日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.20
親投資信託受益証券	1.55
合計	97.76

(参考) 国内短期公社債マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成28年 3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	地方債証券	第289回大阪 府公募公債(1 0年)	400,000,000	100.11	400,476,692	100.11	400,476,692	1.8000	2016.04.27	34.45
2	日本	特殊債券	第17回政府保 証日本高速道路 保有・債務返済 機構債券	200,000,000	100.81	201,624,662	100.81	201,624,662	2.0000	2016.08.31	17.34
3	日本	地方債証券	平成23年度第 9回大阪市公募 公債(5年)	41,000,000	100.27	41,113,515	100.27	41,113,515	0.3450	2017.01.27	3.53
4	日本	地方債証券	第634回東京 都公募公債	40,000,000	100.39	40,158,897	100.39	40,158,897	1.8600	2016.06.20	3.45
5	日本	地方債証券	平成18年度第 2回愛知県公募 公債(10年)	10,000,000	100.46	10,046,556	100.46	10,046,556	2.0000	2016.06.27	0.86

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨て
ているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成28年 3月31日現在)

種類	投資比率 (%)
地方債証券	42.31
特殊債券	17.34
合計	59.65

【投資不動産物件】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

該当事項はありません。

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

該当事項はありません。

（参考）国内短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

該当事項はありません。

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

該当事項はありません。

（参考）国内短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月20日）	11,066,718,772	11,215,357,481	0.8934	0.9054
第2特定期間末（平成26年 3月20日）	3,778,532,385	3,825,000,809	0.7318	0.7408
第3特定期間末（平成26年 9月22日）	2,129,141,736	2,147,082,805	0.8307	0.8377
第4特定期間末（平成27年 3月20日）	1,259,036,886	1,275,919,401	0.5966	0.6046
第5特定期間末（平成27年 9月24日）	775,360,598	785,048,265	0.4402	0.4457
第6特定期間末（平成28年 3月22日）	589,352,343	597,460,780	0.4361	0.4421
平成27年 3月末日	1,246,581,460		0.5943	
4月末日	1,402,580,009		0.6799	

5月末日	1,242,884,036		0.6426
6月末日	1,195,790,119		0.6240
7月末日	1,072,677,405		0.5740
8月末日	877,918,600		0.4914
9月末日	699,169,945		0.3972
10月末日	713,640,460		0.4272
11月末日	725,085,630		0.4464
12月末日	636,090,705		0.4086
平成28年 1月末日	518,511,876		0.3516
2月末日	498,088,390		0.3602
3月末日	593,206,884		0.4463

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月20日）	949,048,220	953,599,310	0.9384	0.9429
第2特定期間末（平成26年 3月20日）	387,969,713	389,672,239	0.7976	0.8011
第3特定期間末（平成26年 9月22日）	257,454,658	258,673,446	0.9506	0.9551
第4特定期間末（平成27年 3月20日）	178,007,087	178,917,984	0.6840	0.6875
第5特定期間末（平成27年 9月24日）	82,192,153	82,512,295	0.5135	0.5155
第6特定期間末（平成28年 3月22日）	65,533,627	65,844,032	0.5278	0.5303
平成27年 3月末日	159,852,728		0.6807	
4月末日	176,606,622		0.7966	
5月末日	163,940,728		0.7394	
6月末日	152,449,785		0.7232	
7月末日	114,725,648		0.6668	
8月末日	95,878,110		0.5735	
9月末日	73,951,210		0.4620	
10月末日	77,919,888		0.4966	
11月末日	83,142,362		0.5298	
12月末日	61,716,279		0.4814	
平成28年 1月末日	53,171,902		0.4155	
2月末日	53,558,819		0.4299	
3月末日	64,957,299		0.5391	

【分配の推移】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
---	------	--------------

第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	0.0480
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	0.0660
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	0.0485
第4特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	0.0470
第5特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	0.0455
第6特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	0.0355

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	0.0180
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	0.0250
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	0.0270
第4特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	0.0240
第5特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	0.0210
第6特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	0.0145

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

【収益率の推移】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	5.9
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	10.7
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	20.1
第4特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	22.5
第5特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	18.6
第6特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	7.1

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	4.4
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	12.3
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	22.6
第4特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	25.5
第5特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	21.9

第6特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	5.6
--------	-------------------------	-----

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

ブラジル高配当株ファンド(為替プレミアム・コース)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	17,452,028,297	5,065,469,207
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	375,373,023	7,598,773,832
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	215,157,137	2,815,305,421
第4特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	24,356,221	477,051,740
第5特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	47,813,948	396,734,391
第6特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	3,769,687	413,757,463

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ブラジル高配当株ファンド(為替フリー・コース)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	2,052,324,512	1,040,971,016
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	113,469,911	638,387,268
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	214,634,866	430,229,206
第4特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	33,223,090	43,808,413
第5特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	5,785,269	105,970,277
第6特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	993,648	36,902,990

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

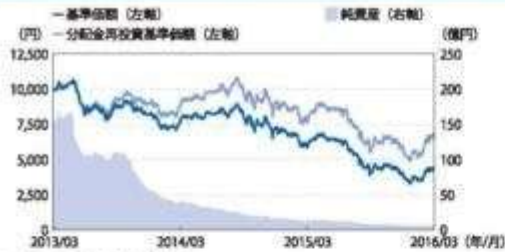
ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）
ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

2016年3月31日現在

為替プレミアム・コース

<基準価額・純資産の推移>

(2013年3月27日～2016年3月31日)



<分配の推移>

2016年3月	60円
2016年2月	60円
2016年1月	50円
2015年12月	65円
2015年11月	65円
直近1年累計	810円
設定来累計	2,905円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
ブラジリアンハイ・ディベンド・エクイティ・プレミアム・ファンド-Pクラス	ケイマン諸島	日本円	96.08%
国内短期公社債マザーファンド	日本	日本円	1.70%
合計			97.79%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



為替フリー・コース

<基準価額・純資産の推移>

(2013年3月27日～2016年3月31日)



<分配の推移>

2016年3月	25円
2016年2月	25円
2016年1月	20円
2015年12月	25円
2015年11月	25円
直近1年累計	355円
設定来累計	1,295円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
ブラジリアンハイ・ディベンド・エクイティ・プレミアム・ファンド-Jクラス	ケイマン諸島	日本円	96.20%
国内短期公社債マザーファンド	日本	日本円	1.55%
合計			97.76%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各コースに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配は1万円当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各コースにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2013年については設定時から12月まで、2016年については年初から3月までの収益率をそれぞれ記載しています。
 ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

15

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、各コースそれぞれにおける「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「ブラジル高配当株ファンド*自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記の*には次の表の各コースの名称をあてはめてご覧ください。

(為替プレミアム・コース)	(為替フリー・コース)
---------------	-------------

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下に該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・サンパウロ証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、各コースそれぞれにおける「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.35%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- （ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- （ヘ）委託者は、以下に該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ・サンパウロ証券取引所の休業日
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- （ト）委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- （チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

各コースの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価

内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

各コースの信託期間は、投資信託契約締結日から平成30年3月20日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

各コースの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、各コースの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、各コースにおいて、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったプレミアム・ファンド*が償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. プレミアム・ファンド*の主要投資対象が変更となる場合

2. プレミアム・ファンド*の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

・上記の*には各コースに応じて次の表をあてはめてご覧ください。

P	J
---	---

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止し

たときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各コースにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各コースのすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各コースにかかるすべての受

益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する各コースの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、各コースにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各コースは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、各コースにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
- 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- k. 関係法人との契約の更改
- 委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

ブラジル高配当株ファンド(為替プレミアム・コース)

ブラジル高配当株ファンド(為替フリー・コース)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間(平成27年9月25日から平成28年3月22日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	24,292,475
コール・ローン	29,082,766	-
投資信託受益証券	745,558,783	560,237,949
親投資信託受益証券	15,138,957	10,138,956
未収入金	-	5,978,920
未収利息	43	-
流動資産合計	789,780,549	600,648,300
資産合計	789,780,549	600,648,300
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,687,667	8,108,437
未払解約金	3,794,287	2,674,843
未払受託者報酬	25,841	14,113
未払委託者報酬	904,414	493,962
その他未払費用	7,742	4,602
流動負債合計	14,419,951	11,295,957
負債合計	14,419,951	11,295,957
純資産の部		
元本等		
元本	1,761,394,035	1,351,406,259
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	986,033,437	762,053,916
（分配準備積立金）	244,712	1,152,565
元本等合計	775,360,598	589,352,343
純資産合計	775,360,598	589,352,343
負債純資産合計	789,780,549	600,648,300

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期特定期間		第6期特定期間	
	自	平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	自	平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
営業収益				
受取配当金		92,674,508		57,380,555
受取利息		8,598		3,771
有価証券売買等損益		270,931,056		20,900,558
営業収益合計		178,247,950		36,483,768
営業費用				
受託者報酬		192,913		102,071
委託者報酬		6,751,789		3,572,546
その他費用		57,811		32,603
営業費用合計		7,002,513		3,707,220
営業利益		185,250,463		32,776,548
経常利益		185,250,463		32,776,548
当期純利益		185,250,463		32,776,548
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		4,540,429		1,035,492
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		851,277,592		986,033,437
剰余金増加額又は欠損金減少額		150,377,967		248,702,194
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		150,377,967		248,702,194
剰余金減少額又は欠損金増加額		17,288,722		2,204,589
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		17,288,722		2,204,589
分配金		87,135,056		54,259,140
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		986,033,437		762,053,916

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第6期特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日及び当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成27年 9月25日から平成28年 3月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 1,761,394,035口	1. 特定期間末日における受益権の総数 1,351,406,259口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 986,033,437円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 762,053,916円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4402円 (1万口当たり純資産額) (4,402円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4361円 (1万口当たり純資産額) (4,361円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第5期特定期間 自 平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	第6期特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第23期（自 平成27年 3月21日 至 平成27年 4月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,258,522円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（180,232円）及び分配準備積立金（278,670円）より分配対象収益は18,717,424円（1万口当たり90.10円）であり、うち16,616,026円（1万口当たり80円）を分配しております。</p> <p>第24期（自 平成27年 4月21日 至 平成27年 5月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,045,998円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（171,948円）及び分配準備積立金（1,837,459円）より分配対象収益は20,055,405円（1万口当たり101.25円）であり、うち15,843,427円（1万口当たり80円）を分配しております。</p> <p>第25期（自 平成27年 5月21日 至 平成27年 6月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,357,050円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（575,706円）及び分配準備積立金（4,019,738円）より分配対象収益は19,952,494円（1万口当たり103.44円）であり、うち15,430,324円（1万口当たり80円）を分配しております。</p> <p>第26期（自 平成27年 6月23日 至 平成27年 7月21日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,098,989円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（566,582円）及び分配準備積立金（3,925,862円）より分配対象収益は18,591,433円（1万口当たり98.62円）であり、うち15,078,156円（1万口当たり80円）を分配しております。</p> <p>第27期（自 平成27年 7月22日 至 平成27年 8月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,700,640円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（547,102円）及び分配準備積立金（2,919,287円）より分配対象収益は15,167,029円（1万口当たり83.79円）であり、うち14,479,456円（1万口当たり80円）を分配しております。</p>	<p>第29期（自 平成27年 9月25日 至 平成27年10月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,016,245円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（514,362円）及び分配準備積立金（271,801円）より分配対象収益は10,802,408円（1万口当たり63.52円）であり、うち9,351,065円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>第30期（自 平成27年10月21日 至 平成27年11月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,244,801円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（492,824円）及び分配準備積立金（918,604円）より分配対象収益は11,656,229円（1万口当たり71.54円）であり、うち10,588,071円（1万口当たり65円）を分配しております。</p> <p>第31期（自 平成27年11月21日 至 平成27年12月21日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,467,667円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（474,482円）及び分配準備積立金（592,851円）より分配対象収益は10,535,000円（1万口当たり67.17円）であり、うち10,193,724円（1万口当たり65円）を分配しております。</p> <p>第32期（自 平成27年12月22日 至 平成28年 1月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,940,600円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,779円）及び分配準備積立金（370,133円）より分配対象収益は8,318,512円（1万口当たり54.53円）であり、うち7,625,276円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>第33期（自 平成28年 1月21日 至 平成28年 2月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,118,293円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,167円）及び分配準備積立金（669,966円）より分配対象収益は8,795,426円（1万口当たり62.87円）であり、うち8,392,567円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>
-----------------	---	---

第28期（自 平成27年 8月21日 至 平成27年 9月24日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,768,293円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（532,434円）及び分配準備積立金（164,086円）より分配対象収益は10,464,813円（1万口当たり59.40円）であり、うち9,687,667円（1万口当たり55円）を分配しております。	第34期（自 平成28年 2月23日 至 平成28年 3月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,877,425円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,940円）及び分配準備積立金（383,577円）より分配対象収益は9,267,942円（1万口当たり68.57円）であり、うち8,108,437円（1万口当たり60円）を分配しております。
--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第5期特定期間 自 平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	第6期特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第5期特定期間 自 平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	第6期特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
期首元本額	2,110,314,478円	1,761,394,035円
期中追加設定元本額	47,813,948円	3,769,687円
期中一部解約元本額	396,734,391円	413,757,463円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	137,478,313	116,971,029
親投資信託受益証券	0	0
合計	137,478,313	116,971,029

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Pクラス	13,122,170.54	560,237,949	
投資信託受益証券 小計		13,122,170.54	560,237,949	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	10,049,516	10,138,956	
親投資信託受益証券 小計		10,049,516	10,138,956	
合計		23,171,686.54	570,376,905	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,934,584
コール・ローン	2,942,279	-
投資信託受益証券	78,931,025	63,143,861
親投資信託受益証券	1,513,398	1,013,397
未収入金	2,989,476	-
未収利息	4	-
流動資産合計	86,376,182	66,091,842
資産合計	86,376,182	66,091,842
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	320,142	310,405
未払解約金	3,761,295	192,022
未払受託者報酬	2,826	1,538
未払委託者報酬	98,930	53,757
その他未払費用	836	493
流動負債合計	4,184,029	558,215
負債合計	4,184,029	558,215
純資産の部		
元本等		
元本	160,071,468	124,162,126
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	77,879,315	58,628,499
（分配準備積立金）	59,293	53,356
元本等合計	82,192,153	65,533,627
純資産合計	82,192,153	65,533,627
負債純資産合計	86,376,182	66,091,842

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期特定期間		第6期特定期間	
	自	平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	自	平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
営業収益				
受取配当金		4,648,130		2,190,054
受取利息		1,170		424
有価証券売買等損益		25,138,065		1,651,385
営業収益合計		20,488,765		3,841,863
営業費用				
受託者報酬		23,294		10,931
委託者報酬		815,319		382,413
その他費用		6,922		3,434
営業費用合計		845,535		396,778
営業利益		21,334,300		3,445,085
経常利益		21,334,300		3,445,085
当期純利益		21,334,300		3,445,085
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		616,896		788,137
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		82,249,389		77,879,315
剰余金増加額又は欠損金減少額		30,739,715		17,486,421
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		30,739,715		17,486,421
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,434,321		473,580
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,434,321		473,580
分配金		4,217,916		1,995,247
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		77,879,315		58,628,499

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日及び当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成27年 9月25日から平成28年 3月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 160,071,468口	1. 特定期間末日における受益権の総数 124,162,126口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 77,879,315円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 58,628,499円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5135円 (1万口当たり純資産額) (5,135円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5278円 (1万口当たり純資産額) (5,278円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第5期特定期間 自 平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	第6期特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
----	---	---

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第23期（自 平成27年 3月21日 至 平成27年 4月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,017,456円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（12,534円）及び分配準備積立金（98,787円）より分配対象収益は1,128,777円（1万口当たり50.19円）であり、うち1,011,685円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>第24期（自 平成27年 4月21日 至 平成27年 5月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,013,080円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（12,361円）及び分配準備積立金（103,295円）より分配対象収益は1,128,736円（1万口当たり50.89円）であり、うち997,696円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>第25期（自 平成27年 5月21日 至 平成27年 6月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（742,509円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（18,160円）及び分配準備積立金（137,740円）より分配対象収益は898,409円（1万口当たり41.72円）であり、うち861,148円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>第26期（自 平成27年 6月23日 至 平成27年 7月21日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（538,672円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,532円）及び分配準備積立金（69,454円）より分配対象収益は622,658円（1万口当たり36.18円）であり、うち602,189円（1万口当たり35円）を分配しております。</p> <p>第27期（自 平成27年 7月22日 至 平成27年 8月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（437,505円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,360円）及び分配準備積立金（10,297円）より分配対象収益は462,162円（1万口当たり27.17円）であり、うち425,056円（1万口当たり25円）を分配しております。</p>	<p>第29期（自 平成27年 9月25日 至 平成27年10月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（374,456円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,519円）及び分配準備積立金（59,293円）より分配対象収益は447,268円（1万口当たり27.93円）であり、うち400,179円（1万口当たり25円）を分配しております。</p> <p>第30期（自 平成27年10月21日 至 平成27年11月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（440,625円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,258円）及び分配準備積立金（33,293円）より分配対象収益は487,176円（1万口当たり31.03円）であり、うち392,314円（1万口当たり25円）を分配しております。</p> <p>第31期（自 平成27年11月21日 至 平成27年12月21日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（273,346円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,840円）及び分配準備積立金（110,602円）より分配対象収益は394,788円（1万口当たり30.78円）であり、うち320,489円（1万口当たり25円）を分配しております。</p> <p>第32期（自 平成27年12月22日 至 平成28年 1月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（234,164円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,844円）及び分配準備積立金（63,459円）より分配対象収益は308,467円（1万口当たり24.05円）であり、うち256,404円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <p>第33期（自 平成28年 1月21日 至 平成28年 2月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（296,379円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,731円）及び分配準備積立金（40,919円）より分配対象収益は348,029円（1万口当たり27.58円）であり、うち315,456円（1万口当たり25円）を分配しております。</p>
-----------------	--	---

第28期（自 平成27年 8月21日 至 平成27年 9月24日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（351,568円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,519円）及び分配準備積立金（27,867円）より分配対象収益は392,954円（1万口当たり24.54円）であり、うち320,142円（1万口当たり20円）を分配しております。	第34期（自 平成28年 2月23日 至 平成28年 3月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（341,587円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,018円）及び分配準備積立金（22,174円）より分配対象収益は376,779円（1万口当たり30.33円）であり、うち310,405円（1万口当たり25円）を分配しております。
---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第5期特定期間 自 平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	第6期特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第5期特定期間 自 平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	第6期特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
期首元本額	260,256,476円	160,071,468円
期中追加設定元本額	5,785,269円	993,648円
期中一部解約元本額	105,970,277円	36,902,990円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第5期特定期間末 平成27年 9月24日現在	第6期特定期間末 平成28年 3月22日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	15,443,713	13,944,673
親投資信託受益証券	0	0
合計	15,443,713	13,944,673

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Jクラス	1,225,689.8	63,143,861	
投資信託受益証券 小計		1,225,689.8	63,143,861	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,004,458	1,013,397	
親投資信託受益証券 小計		1,004,458	1,013,397	
合計		2,230,147.8	64,157,258	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

ブラジル高配当株ファンドの各コースは、「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Pクラス」、「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Jクラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、ブラジル高配当株ファンドの各コースは、「国内短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Pクラス」及び「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Jクラス」は、「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド」の個別クラスとなっております。

「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成27年10月31日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの「貸借対照表」、「包括利益計算書」、「償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び「財務書類に対する注記」は、同ファンドの副管理事務代行会社であるザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜

粹したものであります。

(1) 貸借対照表（無監査）

2015年10月31日現在

	注記	2015年10月31日 円	2015年4月30日 円
資産の部			
現金および現金同等物		12,000,000	-
担保付スワップ投資（公正価値）（取得 価格 2015年10月31日：1,758,506,805 円；2015年4月30日：2,179,570,516 円）	4, 5	774,601,226	1,484,829,448
未収利息		2,392,617	2,706,435
未決済営業債権		-	10,000,000
資産合計		788,993,843	1,497,535,883
負債の部			
未払償還金		12,000,000	10,000,000
未払報酬代行会社報酬		2,392,617	2,706,435
負債合計		14,392,617	12,706,435
償還可能受益証券の保有者に帰属する純 資産		774,601,226	1,484,829,448
純資産（帰属先 別）			
Jクラス受益証券		76,361,461	165,193,515
Pクラス受益証券		698,239,765	1,319,635,933
発行済受益証 券：			
Jクラス受益証券	8	1,536,587.33	2,152,760.50
Pクラス受益証券	8	16,269,481.78	19,819,753.41
受益証券1口当 たり純資産額：			
Jクラス受益証券		49.695	76.735
Pクラス受益証券		42.917	66.581

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(2) 包括利益計算書（無監査）

2015年10月31日に終了した半年間

	注記	2015年10月31日に終了 した半年間 円	2014年10月31日に終了し た半年間 円
手数料収入	7, 9	97,707,481	182,496,109
担保付スワップ投資純（損失）/利 益	6, 9	(471,728,222)	56,839,686
投資純（損失）/収益		(374,020,741)	239,335,795

運用費用	7, 9	8,880,606	11,712,064
運用費用計		8,880,606	11,712,064
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額（分配前）		(382,901,347)	227,623,731
償還可能受益証券の保有者に対する分配金	8	(88,826,875)	(170,784,045)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額		(471,728,222)	56,839,686

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

（3）償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書（無監査）

2015年10月31日に終了した半年間

	注記	合計 円
2014年4月30日現在の残高		3,642,947,361
償還可能受益証券の発行		154,500,000
償還可能受益証券の償還		(1,752,500,000)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額		56,839,686
2014年10月31日現在の残高		2,101,787,047
2015年4月30日現在の残高		1,484,829,448
償還可能受益証券の発行		18,500,000
償還可能受益証券の償還		(257,000,000)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額		(471,728,222)
2015年10月31日現在の残高		774,601,226

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

（4）キャッシュ・フロー計算書（無監査）

2015年10月31日に終了した半年間

	2015年10月31日に終了した 半年間 円	2014年10月31日に終了した 半年間 円
営業活動		
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額（分配前）	(382,901,347)	227,623,731
投資の取得による支出	(18,500,000)	(154,500,000)
投資の売却による収入（1）	256,105,111	1,746,027,809
非資金項目の調整：		
担保付スワップ純損失 / （利益）	471,728,222	(56,839,686)
非資金営業債権・債務の純変動額：		

未決済営業債権	10,000,000	33,500,000
未決済営業債務	-	3,500,000
未収利息	313,818	1,276,879
未払報酬代行会社報酬	(313,818)	(1,276,879)
営業活動による正味キャッシュ収入	336,431,986	1,799,311,854
財務活動		
償還可能受益証券の発行による収入	18,500,000	151,000,000
償還可能受益証券の償還による支出 (1)	(254,105,111)	(1,839,527,809)
償還可能受益証券の保有者に対する支払 分配金	(88,826,875)	(170,784,045)
財務活動による正味キャッシュ（支出）	(324,431,986)	(1,859,311,854)
現金および現金同等物期首残高		
	-	60,000,000
現金および現金同等物の当期増加 /（減 少）額	12,000,000	(60,000,000)
現金および現金同等物期末残高	12,000,000	-

(1) 投資の売却による収入および償還可能受益証券の償還による支出は、注記6および8で詳述するように、償還報酬894,889円（2014年：6,472,191円）控除後の金額です。

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(5) 財務書類に対する注記（無監査）

1 本籍地および活動

ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）（以下、「当投資信託」といいます。）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II（以下、「当マスター・トラスト」といいます。）のサブ・トラストです。当マスター・トラストは、ケイマン諸島の信託法第74節のもとに2007年11月9日に登録、およびケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法のもとに2007年11月15日に登録された免除ユニット・トラストです。当投資信託は2013年3月7日に設立され、2013年3月28日に営業を開始しました。登録事務所の住所はP.O. Box 31371, Camana Bay, 72 Market Street, Cassia Court, 2nd Floor Suite 2204, Grand Cayman, KY1-1206, Cayman Islandsです。

当投資信託の投資目的は、受益証券の募集によるすべての受取額を、クレディ・スイス・インターナショナル（以下、「担保付スワップの取引相手」といいます。）が発行する担保付スワップ（以下、「担保付スワップ」といいます。）へ投資することにより、Jクラス受益証券の受益証券保有者にはCSブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ戦略指数（Jクラス戦略指数）へのエクスポージャーを、Pクラス受益証券の保有者にはCSブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム戦略指数（Pクラス戦略指数）へのエクスポージャーを提供することにあります。Jクラス戦略指数は、ブラジルの1つまたは複数の取引所に上場する高配当利回りの株式銘柄から構成される流動的なポートフォリオに投資することにより、中長期的なキャピタル・ゲインおよび安定収入の獲得を目指します。加えて、Pクラス受益証券の場合に限り、ブラジル・レアル/日本円相場にリンクしたヨーロッパ・タイプのコール・オプションを名目上売却する売買戦略の実施によりリターンの増加を目指します。

当戦略は担保付スワップ取引において、各クラスの受益証券に対する1口当たりの一定の名目利益額を月次クーポン（以下、「月次クーポン」といいます。）の形で、当投資信託に毎月支払います。

当投資信託の投資活動は、ケイマン諸島の会社法（改正後）のもとに設立された会社である、クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」といいます。）が管理します。クレディ・スイス・インターナショナルは、2014年7月9日まで財務顧問会社として当投資信託に業務を提供し、かかる役割および責務は2014年7月10日より管理会社に移管されました。クレディ・スイス・インターナショナルは、算定代行会社（以下、「算定代行会社」といいます。）として、当投資信託に業務を提供する他、受託会

社報酬、副管理事務代行会社報酬、保管報酬、分配報酬、監査報酬、為替投資顧問報酬および通常の業務を行う上で発生するその他の費用など、当投資信託に継続的に発生する特定の運用上のコストおよび費用の支払に対する責任も負います(以下、「報酬代行会社」といいます。)

当投資信託の受託会社および管理事務代行会社はBNY メロン ファンド マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」といいます。)であり、ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店が副管理事務代行会社を務めます。

本文中の純資産に関するすべての記述は、別途記載がない限り、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を意味します。

2 作成基準

本財務書類は国際財務報告基準(以下、「IFRS」といいます。)に準拠して作成されています。

(a) 測定の基礎

本財務書類は取得原価主義に基づき作成していますが、例外として、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品は公正価値で測定しています。

当投資信託は、投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂)(2012年改訂)を2014年5月1日を適用開始日として採用しています。経営陣は、当投資信託が投資企業の定義を満たしていると判断しました。

(b) 機能通貨および表示通貨

本財務書類の機能通貨および表示通貨は、日本円(以下、「円」といいます。)であり、ケイマン諸島の現地通貨ではありません。これは、当投資信託の受益証券の発行および償還は日本円で実施され、当投資信託の営業は主に日本円で遂行されるという事実を反映しています。

(c) 見積りおよび判断の使用

IFRSに準拠した財務書類の作成は、当投資信託の経営者に対して、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の計上額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求めます。実際の業績はそれらの見積りとは異なる可能性があります。

見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直します。会計上の見積りの修正は、当該修正が当該修正の期間だけに影響を与える場合にはその期間において、当該修正が現在および将来の期間の両方に影響を与える場合にはその期間および将来の期間において認識します。

見積りの不確実性のうち重要なもの、および当投資信託の財務書類に認識する額に最も重要な影響を与える会計方針の適用における重要な判断に関する情報は、注記4および5に詳述します。

(d) 未適用の新基準および解釈

いくつかの新基準や、基準および解釈の修正が2015年10月31日以降に開始する各年度に発効されていますが、本財務書類の作成または開示には適用されていません。それらはいずれも、当投資信託の財務書類において認識する金額の測定に重要な影響を及ぼすとは思われません。

IFRS第9号「金融商品」の最近の改訂により、企業がIFRS第9号を初度適用するにあたって過年度残高を修正表示する際の移行措置が修正されます。

- ・IFRS第9号(2009年)により金融資産の分類および測定に対する新たな要求事項が導入されました。

IFRS第9号(2009年)の要求事項は、金融資産に関して、IAS第39号の既存の要求事項からの重要な変更を意味しています。同基準の金融資産に対する主な測定分類には、償却原価および公正価値の2つがあります。金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産が保有されており、金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合、償却原価で測定されます。それ以外の金融資産はすべて公正価値で測定されます。本基準では、満期保有目的、売却可能ならびに貸付金および債権という既存のIAS第39号の分類を削除しました。売買を目的としない資本性金融商品への投資について、本基準では、かかる投資により生じたすべての公正価値の変動をその他の包括利益(OCI)に表示するという取消不能の選択を当初認識時に個々の株式毎に行うことを認めています。OCIに認識した額を後日純損益に振り替えることはできません。ただし、かかる投資に関する配当は、投資原価の部分的な回収を明確に表している場合を除き、OCIではなく純損益に認識します。資本性金融商品への投資に関する公正価値の変動をOCIに表

示することを企業が選択しない場合、当該投資は公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益に認識することになります。本基準は、本基準の適用範囲内の金融資産を主契約とする契約に組み込まれたデリバティブを分離せず、償却原価と公正価値のどちらで測定すべきか、当該混交金融商品を全体として評価することを求めています。

IFRS第9号（2010年）は、公正価値の選択肢のもとで負債の信用リスクに起因する公正価値の変動を概して純損益ではなくOCIに表示すると指定した金融負債に関する新たな要求事項を導入しています。IFRS第9号（2010年）は、この変更の他は、金融負債の分類および測定に係る指針をIAS第39号から実質的に変更することなく引き継いでいます。

IFRS第9号（2013年）は、ヘッジ会計をより緊密にリスク管理に整合させるヘッジ会計に対する新たな要求事項を導入しています。

IFRS第9号は、当投資信託の測定基礎、財政状態または業績に重要な影響を及ぼすとは思われません。これは当投資信託が、金融資産および金融負債を引き続き純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類すると見込まれるためです。IFRS第9号は2018年1月1日を初日とする年から施行されます。IFRS第9号は早期適用が認められていますが、当投資信託にその意向はありません。

3 重要な会計方針

2015年10月31日に終了した半年間において、当投資信託が一貫して適用した重要な会計方針は以下の通りです。

(a) 金融資産および金融負債

(i) 分類

当投資信託は、担保付スワップ投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に区分しています。貸付金および債権に区分する金融資産には、現金および現金同等物、未収利息および未決済営業債権が含まれます。貸付金および債権は、現在の市場では取引されない固定的または確定的な支払を伴うデリバティブ以外の金融資産です。償却原価で計上される金融負債には、未払解約金、未払報酬代行会社報酬が含まれます。投資信託受益証券の保有者に帰属する純資産は金融負債に分類され、解約価額で計上されます。

(ii) 認識

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当投資信託が当該金融商品の契約条項の当事者となる約定日に当初認識します。その他の金融資産および負債は組成された日に認識します。

当事者の一方が履行済である場合、または契約がIAS第39号の範囲から除外されないデリバティブ契約である場合を除き、金融負債は認識しません。

(iii) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値で当初測定し、取引コストは包括利益計算書に認識します。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産または金融負債は、取得または発行に直接的に帰する取引コストを公正価値に加算して当初測定します。

当初認識の後、純損益を通じて公正価値で測定すると分類されたすべての金融資産および負債は公正価値で測定し、公正価値の変動は包括利益計算書に認識します。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および負債は、実効金利法を用いて償却原価（減損が生じている場合には減損損失を控除した額）で計上します。この金額は、これらの金融商品が短期または即時の性質を持つことから、公正価値に近似するとみなされます。

「公正価値」とは、測定日時点で、市場参加間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取る、または負債を移転するために支払うであろう価格を意味します。

当投資信託は、金融商品の活発な市場における相場価格が利用可能な場合は、これを用いて当該金融商品の公正価値を測定します。相場価格が容易かつ定期的に利用可能で、実際に定期的な市場取引が公正に行われている場合、市場は活発であるとみなされます。金融商品に対する市場が活発でない場合、当投資信託は評価技法を用いて公正価値を確定します。評価技法には、知識のある自発的な当事者間の最近の公正取引の利用（存在する場合）、実質的に同一である他の金融商品の現在の公正価値の参照、およびその他の価格算定モデルが含まれます。

これらの選択された評価技法は、市場インプットを最大限活用し、当投資信託固有の見積りに可能な限り依

拠せず、価格設定において市場参加者が考慮したであろうすべての要素を取り入れており、金融商品の価格算定法として広く受け入れられている経済学的方法論と整合的です。評価技法に用いられるインプットは、当該金融商品に固有のリスク対リターンの要因に関する市場の予測および測定を合理的に象徴しています。当投資信託は、評価技法を調整し、同じ金融商品の観察可能な現在の市場取引における価格を用いて、またはその他の入手できる観察可能な市場データに基づき、評価技法の有効性をテストします。

実現した投資売却損益は、加重平均原価法を用いて算定します。未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と、報告期間末における帳簿価額の差額を表しています。実現および未実現の投資損益は、包括利益計算書に計上します。

(iv) 担保付スワップ投資

担保付スワップ投資は公正価値で計上します。担保付スワップの公正価値は以下によって変動します。

- ・当戦略が名目上保有するブラジル株式の公正価値
- ・当戦略が保有するすべてのブラジル株式のために名目上売却する、ブラジル株式にリンクしたコール・オプションおよび/または通貨にリンクしたコール・オプションの公正価値
- ・株式を対象とするコール・オプション/通貨を対象とするコール・オプションの売却から名目上受け取るオプション・プレミアム
- ・当戦略が名目上保有する現金の価値

(v) 認識の中止

当投資信託は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、あるいは金融資産を移転し、当該移転がIAS第39号の要求事項に準拠して認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識を中止します。

当投資信託は、金融負債の契約上の義務が免責、取消し、または失効となった場合、金融負債の認識を中止します。

(b) 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、国際的な金融機関が保有する当座預金に預けられた当初の満期日が3ヶ月以内の金額が含まれます。

(c) 金融商品の相殺

金融資産および負債は、当投資信託が、認識した金額を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合に限り、貸借対照表において相殺し、純額を表示します。

(d) 未決済営業債権

未決済営業債権とは、売却済の投資であるが、貸借対照表日現在において未決済の未収金です。

(e) 手数料収入

手数料収入は、注記7で詳述されている、担保付スワップの取引相手と契約した担保付スワップの条件に沿って、発生時に包括利益計算書に認識します。

(f) 未払償還金

未払償還金とは、償還受益証券に係る未払金であって、貸借対照表日現在で当投資信託が決済していない未払金です。

(g) 分配金

適格受益証券保有者に対する分配金は、発生主義に基づき包括利益計算書に認識します。

(h) 費用

すべての運用費用は、発生主義に基づき包括利益計算書に認識します。

(i) 償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産

受託会社は、マスター・トラスト証書および補足情報覚書の条項に基づき、当投資信託の受益証券保有者のための信託資金において当投資信託の資産を保有しています。当投資信託は、発行した金融商品を、その契約条件の実質に応じて、金融負債または資本性金融商品に区分します。当投資信託の発行済償還可能受益証券には、Jクラス受益証券とPクラス受益証券の2クラスがあります。

これらのクラスは、当投資信託の金融商品の中で最劣後クラスです。受益証券は、すべての重要な点において同順位であり、純資産の比例割合を算定する参照資産が異なる点を除き、同一の条件を有します。償還可能受益証券は、該当クラスの担保付スワップ受益証券の純資産額持分に比例した価格で現金償還を求める権利を、受益証券保有者に付与します。当投資信託の解散の場合も同様です。

各クラスの金融商品が異なる特徴を持つため、当投資信託の償還可能受益証券は金融負債に分類されます。

(j) 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額は、マスター・トラスト証書に従って、各クラスの償還可能受益証券の保有者に帰属する当投資信託の純資産を各クラスの発行済受益証券数で割ることにより算定します。

(k) 課税

当投資信託は、ケイマン諸島における収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金の支払を免除されています。当投資信託は、当マスター・トラストの設立日から50年にわたり、現地における収益、利益および資本に係る税金をすべて免除される保証を、ケイマン諸島政府総督から受けています。そのため、本財務書類には法人所得税に関する引当金が含まれません。

4 財務リスク管理

当投資信託の投資ポートフォリオは、担保付スワップから成り立ちます。当該ポートフォリオは、当投資信託の投資活動によって、投資の対象となる金融商品および市場に関連する様々な種類のリスクにさらされます。当投資信託がさらされている最も重要な財務リスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクです。貸借対照表日現在において未決済の金融商品の性質および程度ならびに当投資信託が採用するリスク管理方針について以下に詳述します。

(a) 市場リスク

市場リスクには損益両方の可能性があり、価格リスク、通貨リスク、金利リスクが含まれます。

投資リスク管理についての当投資信託の戦略は、投資目的により決定されています。当投資信託は、受益証券保有者に対して、受益証券の募集から受け取るすべての代金を担保付スワップに投資する戦略へのエクスポージャーを与えることを目標としています。管理会社は、定期的に取り締役会との会議を開催し、担保付スワップの取引相手の投資管理およびコンプライアンスのモニタリング状況について報告します。

管理会社は、当投資信託の投資目的および戦略に従って当投資信託の投資を管理し、当投資信託の資産が当投資信託の投資制限に反して使用または投資されるのを防止するための必要かつ経済的に合理的な措置が確実に取られるようにします。管理会社は、社内で作成され定期的に更新される投資ガイドラインに沿って、投資管理活動を実施します。管理会社は、投資管理上の意思決定または通常の営業過程外の出来事や状況を受けて必要とされるその他の投資管理活動について、受託会社に助言を行います。

投資助言会社であるBB Gestao de Recursos Distribuidora de Títulos e Valores Mobiliarios S.A.（以下、「投資助言会社」といいます。）は、当戦略指数にかかるブラジルの証券の選定について助言を行います。選定銘柄への投資の成功または不成功は、投資助言会社が推奨を行い投資のパフォーマンスをモニタリングする際の判断および能力に大きく左右されます。

(i) 価格リスク

価格リスクとは、当戦略に固有の要因から生じるものであれ、市場で売買されるすべての金融商品に影響を与える要因から生じるものであれ、市場価格の変動の結果として投資の価値が増減するリスクをいいます。当投資信託の投資は公正価値で計上されており、公正価値の変動は包括利益計算書に認識されるため、市況のすべての変化は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産および包括利益合計に直接的に影響しません。

2015年10月31日時点の市場価格が1%上昇したと仮定すると、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は7,746,012円（2015年4月：14,848,294円）増加することになります。1%下落と仮定すると、同純資産は同額が減少することになります。

(ii) 金利リスク

当投資信託には、市場金利の実勢水準の変動の影響による公正価値金利リスクに対する重要なエクスポージャーにはさらされません。

(iii) 通貨リスク

当投資信託の金融資産および負債は円建です。そのため、当投資信託は、金融資産および負債に関する外国為替相場の実勢水準の直接的な変動によるリスクを受けませんが、戦略レベルで間接的なエクスポージャーにさらされています。Jクラス戦略は、通貨ヘッジ取引を利用せず、通貨に対するコール・オプションも実施しませんが、ブラジルの有価証券は原則としてブラジルレアル建であるため、Jクラス受益証券の保有者は、選定された投資銘柄に関して、ブラジルレアルの対円での値動きに対して完全なエクスポージャーを有します。Pクラス受益証券については、通貨に対するコール・オプションは、ブラジルレアル/日本円相場で名目上は売却されるため、当該クラスの受益証券投資者は、ブラジルレアルの対円での下落の可能性に対するエクスポージャーを有する一方、ブラジルレアルの対円での上昇は、該当する名目上売却されるコール・オプションの行使価格を上限とします。そのため、ブラジルレアル相場が対円で上昇した場合、Pクラス戦略指数はJクラス戦略指数をアンダーパフォームすることがあります。

(b) 信用リスク

信用リスクは、当投資信託と締結した債務または義務を金融商品の相手方が履行できないリスクです。当投資信託は、相手方へのエクスポージャーに関連させて個々に集中リスクを決定しています。貸借対照表日において、担保付スワップ投資全体は担保付スワップの取引相手が保有しています。

担保付スワップの取引相手は、受益証券保有者の利益のため当投資信託に担保を供しており、担保付スワップの取引相手が担保付スワップに基づく支払およびその他義務を履行しなかった場合、当投資信託はかかる担保を利用します。ただし、現金化される担保の価値が、担保付スワップにおける担保付スワップの取引相手の支払義務を満たすのに足るとの保証はありません。

担保付スワップに対する担保として保有する金融資産の公正価値は、当投資信託の担保付スワップ投資の公正価値を上回ります。担保の価値が予め定められた保全範囲を下回る水準に下落した場合、担保付スワップの取引相手は契約により追加担保を差し入れる必要があります。2015年10月31日時点における当投資信託の担保価値は1,554,602,500円（2015年4月：2,120,930,395円）でした。

金融資産の帳簿価額は、貸借対照表日現在の信用リスクに対する総最大エクスポージャーを最も適切に表します（担保の正味実現価格は考慮しません。）。信用リスクは、信頼できる金融機関および相手方と取引することで軽減することが可能です。当投資信託は、かかる当事者の信用の質および財政状態のモニタリングにより、信用リスクを監視しています。

(c) 流動性リスク

当投資信託の規約は、受益証券の日次解約を定めているため、償還額をまかなうのに十分な投資を売却できない場合でも常に受益証券保有者の償還に応じるという流動性リスクにさらされています。

当投資信託の投資は、組織的な市場では売買されておらず、流動性に欠ける可能性があります。そのため、当投資信託は、流動性の要求を満たす公正価値に近似した金額でそうした金融商品への投資を速やかに現金化できないおそれがあります。

金融負債は1か月未満の残存契約満期を有します。

(d) その他のリスク

担保付スワップは毎月、各クラスの受益証券に対して、1口当たり特定の利益額（以下、「月次クーポン」といいます。）を支払います。算定代行会社は、単独裁量において、この金額を月毎に増減させる裁量を有します。発生する利益が目標利益に達する保証はなく、達しない場合、月次クーポンは、担保付スワップの部分的な終了により全額または一部が支払われる、あるいはその代わりに、月次クーポンをゼロとすることがあります。さらに、当戦略が利益を上げていない場合、受益証券の償還にあたって受益証券保有者に払い戻される償還額は、受益証券保有者の当初投資額を下回る可能性があります。

戦略パフォーマンス・リスク

Jクラス戦略は、通貨ヘッジ取引を利用せず、通貨に対するコール・オプションも実施しませんが、また、ブラジル有価証券は原則としてブラジルレアル建のため、Jクラス受益証券の保有者は、選定銘柄への投資に

関して、ブラジルリアル/日本円相場の値動きに対する完全なエクスポージャーを持ちます。

Pクラス受益証券の場合、Pクラス戦略指数は、各指数の再構成日のブラジルリアル/日本円相場でヨーロピアン・タイプのコール・オプションを名目上売却します。通貨を対象とするコール・オプションの行使価格を超えてブラジルリアルが上昇する場合、Pクラス受益証券の保有者がブラジルリアル高から享受する利益はJクラス受益証券の保有者よりも少なくなります。したがって、ブラジルリアルが円に対して上昇する局面では、Pクラス戦略指数はJクラス戦略指数をアンダーパフォームすることになります。Pクラス戦略指数は、選定銘柄への直接的な投資をアンダーパフォームする場合があります。選定銘柄への投資は、原則としてすべてブラジルリアル建であるため、Pクラス受益証券の保有者は対円でのブラジルリアル安にさらされます。

担保付スワップにおける無収益

受益証券のリターンは、とりわけ担保付スワップのパフォーマンスに左右されます。受益証券保有者が、受益証券への投資によって、担保付スワップや担保付スワップにリンクされた原資産の直接的な収益を与えられることはなく、担保付スワップの取引相手の行為や担保付スワップにリンクされた原資産、担保付スワップの取引相手へのサービス提供者を支配する権利も与えられることはありません。担保付スワップの取引相手または第三者が、担保付スワップに基づく債務を（全体的にせよ部分的にせよ）相殺するため、当戦略指数を構成する原資産に対して（直接的または間接的に）収益を有する可能性はありますが、そのような人物がかかる収益を持たなくてはならないとする規定またはかかる収益の規模に関する規定は存在しません。

5 公正価値測定

当投資信託は、公正価値ヒエラルキーを使って公正価値測定を区分しており、これには測定に用いられるインプットの重要性が反映されます。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがあります。

- ・活発な市場における同一の資産または負債についての（未調整の）相場価格（レベル1）。
- ・当該資産または負債についての直接的（価格）または間接的（価格から導き出される）に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット（レベル2）。
- ・当該資産または負債についての観察可能な市場データに基づいていないインプット（観察不能なインプット）（レベル3）。

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価されます。公正価値測定において、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを利用する場合には、その測定はレベル3の測定です。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上で判断される必要があります。

何が「観察可能」であるかの決定には、当投資信託による重要な判断が求められます。当投資信託は、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって提供される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

公正価値で測定する金融商品

以下の表では、2015年10月31日および2015年4月30日現在の公正価値で測定された金融商品について、当該公正価値の測定値が区分された公正価値ヒエラルキーのレベル毎に分析します。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2015年10月31日	円	円	円	円
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
担保付スワップ投資	-	774,601,226	-	774,601,226
	-	774,601,226	-	774,601,226
2015年4月30日	円	円	円	円

純損益を通じて公正価値

で測定する金融資産

担保付スワップ投資	-	1,484,829,448	-	1,484,829,448
	-	1,484,829,448	-	1,484,829,448

担保付スワップ投資は、注記3(a)(iv)で詳述した方針に従って評価されています。観察可能な市場インプットに基づき担保付スワップの公正価値を測定するのに利用できる情報が十分に存在します。ただし、見積りの評価額が近い将来に最終的に実現されるかもしれない金額と著しく異なり、差額が重要となり得る可能性もあります。

2015年10月31日に終了した半年間および2015年4月30日に終了した会計年度に3つのレベル間の振替はありませんでした。

2015年10月31日および2015年4月30日現在、当投資信託は以下の担保付スワップ投資を保有しています。

2015年10月31日	取得原価 円	市場価格 円
Jクラス受益証券	146,598,512	76,361,461
Pクラス受益証券	1,611,908,293	698,239,765
	1,758,506,805	774,601,226

2015年4月30日	取得原価 円	市場価格 円
Jクラス受益証券	206,471,745	165,193,515
Pクラス受益証券	1,973,098,771	1,319,635,933
	2,179,570,516	1,484,829,448

公正価値で測定しない金融商品

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品は、帳簿価額が公正価値に近似する短期の金融資産および金融負債です。以下の表では、公正価値で測定しない金融商品の公正価値を示しており、各公正価値の測定値が区分された公正価値ヒエラルキーのレベル毎に分析しています。

2015年10月31日	レベル1 円	レベル2 円	レベル3 円	合計 円
金融資産				
現金および現金同等物	12,000,000	-	-	12,000,000
未収利息	-	2,392,617	-	2,392,617
	12,000,000	2,392,617	-	14,392,617

金融負債

未払解約金	-	12,000,000	-	12,000,000
未払報酬代行会社報酬	-	2,392,617	-	2,392,617
投資信託受益証券の保有者に帰属する純資産	-	774,601,226	-	774,601,226
	-	788,993,843	-	788,993,843

2015年4月30日	レベル1 円	レベル2 円	レベル3 円	合計 円
------------	-----------	-----------	-----------	---------

金融資産

現金および現金同等物	-	-	-	-
未決済営業債権	-	10,000,000	-	10,000,000
未収利息	-	2,706,435	-	2,706,435
	-	12,706,435	-	12,706,435

金融負債

未払解約金	-	10,000,000	-	10,000,000
未払報酬代行会社報酬	-	2,706,435	-	2,706,435
投資信託受益証券の保有者に帰属する純資産	-	1,484,829,448	-	1,484,829,448
	-	1,497,535,883	-	1,497,535,883

6 担保付スワップ投資純損失

担保付スワップ投資純損失は以下から構成されます。

	2015年10月31日 円	2015年10月31日 円
実現投資純（損失）	(187,515,554)	(317,645,734)
未実現投資純（損失） / 利益	(284,212,668)	374,485,420
投資純損失	(471,728,222)	56,839,686

任意の償還日における複数の担保付スワップの受益証券の償還に関して、担保付スワップの取引相手は、償還日の後、合理的に実行可能な限り速やかに、以下の通り算定される償還に関する金額を受託会社に支払わなくてはなりません。

（スワップの価値 / 現在のスワップの名目額） × 償還されるスワップの名目額

ここで、

「スワップの価値」とは、解約日時点で算定代行会社が提供する当該取引の時価評価額を意味します。

「現在のスワップの名目額」とは、償還日現在の名目元本を意味します。

「償還されるスワップの名目額」とは、償還される受益証券数と当初発行価額の積を意味します。

受託会社は、かかる償還に関して、手仕舞い報酬を投資信託の償還額から差し引き、管理会社に支払うよう、担保付スワップの取引相手に権限および指示を与えます。この担保付スワップの取引相手から管理会社への支払により、担保付スワップの取引相手は本取引のもとでの受託会社への支払義務を、受託会社はマスター・トラスト証書に従った管理会社への償還報酬の支払義務を履行することになります。

任意の償還日の受益証券の償還に関する手仕舞い報酬は、償還額の0.35%相当です。

7 手数料収入

手数料収入は、月次クーポン、報酬クーポン、コスト・クーポンから構成されます。

担保付スワップの取引相手は、担保付スワップのもとで、当戦略と関連する当投資信託に対して月次クーポンを支払うことで合意しています。月次クーポンは4つの要素から算定されます。

- (i) 当戦略指数が参照する選定銘柄への投資により名目上支払われる正味配当金
- (ii) Pクラスの担保付スワップの場合に限り、通貨を対象とするコール・オプションの売却から名目上受け取るオプション・プレミアム
- (iii) (i) および (ii) において名目上受け取る現金から名目上発生する利息（対応する変動金額支払日に名目上の支払が行われるまで）

(iv) 関連するクラスの受益証券に帰属する投資元本

報酬クーポンは、直前の予定取引日における純資産額の年率0.40%で支払われます。これは、注記9で述べる変動管理報酬の支払いに用いられます。

また、担保付スワップ取引の相手方も、かかる担保付スワップに基づき、受託会社に対して当投資信託の受託会社としての立場により、コスト・クーポンを支払うことに合意しています。これは、受託会社が報酬代行会社の運用費用報酬支払いに適用しようとしているものです。したがって、受益証券保有者はコスト・クーポンの分配を受ける資格がありません。そのため、運用費用報酬はコスト・クーポンを資金とします。コスト・クーポンは、直前の予定取引日における純資産額の年率（コスト・レート+ 投資顧問報酬）で支払われます。コスト・レートとは、最大年95,000米ドルを超えない副管理事務代行報酬額、および受託会社報酬額を考慮して算定代行会社によって決定される料率を意味します。

受託会社は、担保付スワップ取引の相手方が当投資信託の手数料等の受取金からコスト・クーポンを差し引き、報酬代行会社に支払う権限を与えています。この支払いにより、担保付スワップの取引相手は当投資信託への支払義務を、当投資信託は報酬代行会社指名契約およびマスター・トラスト証書に基づく報酬代行会社への運用費用報酬の支払義務を履行することになります。

8 償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産

発行および全額払込済の受益証券の口数の増減は以下の通りです。

	2015年10月31日		
	Jクラス (口数)	Pクラス (口数)	合計 (口数)
発行済および全額払込済：			
2015年4月30日現在の残高	2,152,760.50	19,819,753.41	21,972,513.91
償還可能受益証券の発行	47,437.69	239,819.66	287,257.35
償還可能受益証券の償還	(663,610.86)	(3,790,091.29)	(4,453,702.15)
2015年10月31日現在の残高	1,536,587.33	16,269,481.78	17,806,069.11

	2015年4月30日		
	Jクラス (口数)	Pクラス (口数)	合計 (口数)
発行済および全額払込済：			
2014年5月1日現在の残高	2,798,186.56	42,750,265.64	45,548,452.20
投資信託受益証券の発行	1,716,798.94	-	1,716,798.94
投資信託受益証券の解約	(2,362,225.00)	(22,930,512.23)	(25,292,737.23)
2015年4月30日現在の残高	2,152,760.50	19,819,753.41	21,972,513.91

受益証券保有者は償還日に管理会社に償還請求することができます。償還日は、ブラジル、ニューヨークおよび東京における営業日でもある各取引日または管理会社が独自に決定するその他の日です。償還価格は、該当するクラスの受益証券の該当する償還日時点の1口当たり純資産額から、償還報酬がある場合には償還報酬を差し引いた金額です。

償還報酬は、該当する償還を実施する受益証券保有者により管理会社へと支払われ、該当する償還日直前の取引日に算定された該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産額の0.35%を基礎として算定されます。償還報酬は、償還を実施する受益証券保有者に支払われる償還額から差し引かれ、管理会社に支払われます。

受託会社を任命または解任する、当投資信託の明記法において別の管轄権への変更を承認する、当投資信託証書への特定の修正を承認するといった一定の状況において、受益証券保有者の決議が求められることがあります。かかる場合、投票または書面での同意のいずれかによって受益証券保有者の決議が可決されます。

分配金

適格受益証券保有者は、当投資信託によって宣言され、支払われるすべての分配金を受領する権利を有します。当投資信託の現在の方針によると、各分配宣言日における各クラスの受益証券に関して、各分配金支払日

に、各クラスの月次クーポンに相当する額(分配に関連する税金を控除後)の月次分配金が支払われます。算定代行会社は、月次クーポンの額を増減させる裁量を有します。算定代行会社が名目上稼得した収入よりも多い月次クーポンの支払を選択した場合、差額は投資元本から支払われることとなります。これはすなわち、該当するクラスの受益証券に帰属する担保付スワップの一部終了を意味します。分配金は、受益証券保有者の登録簿に記載がある者に支払われます。

当投資信託の終了に際して、受託会社は、受益証券の保有割合に応じて、当投資信託の資産の実現によるすべての現金受領額を現受益証券保有者に分配します。受託会社は、受託会社が適切に引受けまたは負担した、さらに当該終了に起因もしくは関連して引受けまたは負担したか否かを問わず、すべてのコスト、債務、負債、料金、費用、請求、要求に備えて、必要な現金受領額を留保することがあります。

2015年10月31日に終了した半年間における受益証券保有者に対する分配金は、88,826,875円(2014年：170,784,045円)でした。

9 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有する、あるいは財務上または営業上の決定において他方の当事者に重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされます。

当投資信託の管理会社であるクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)は、設立証書に基づく受益証券の発行権限により関連当事者となります。定額管理報酬は年5,000米ドルであり、これは管理会社に支払われるもので、支払は運用費用報酬を用いて報酬代行会社が行います。さらに、管理会社には変動報酬も支払われます。これは純資産価額に対して年率40ベース・ポイントです。この変動管理報酬は、報酬代行会社が(管理会社のために)クレディスイス(香港)リミテッドの事業支援業務に対して報酬クーポンを用いて支払います。

クレディ・スイス・インターナショナルは、当投資信託の算定代行会社および報酬代行会社としての資格において活動しており、当投資信託に対して財務助言および算定代行業務を行い、重要な影響を行使する能力を有していることから、関連当事者となります。算定代行人報酬は課されません。報酬代行会社には当投資信託の資産からコスト・クーポン(「運用費用報酬」)に相当する報酬が支払われます。そのため、注記7で詳述したように、運用費用報酬は、担保付スワップのもとで支払われるコスト・クーポンを資金とします。2015年10月31日に終了した半年間における運用費用報酬は8,880,606円(2014年：11,712,064円)でした。

担保付スワップ取引の相手方であるクレディ・スイス・インターナショナルは、最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループAGによる共同所有、ならびに当該担保付スワップ相手方が管理会社との関連を有するという事実により、当投資信託の関連当事者となります。そのため、担保付スワップの相手方に支払われるスワップ費用およびスワップ投資純益は、関連当事者との取引となります。クレディ・スイス・インターナショナルは、担保付スワップ相手方としての資格において、当投資信託に対して注記7に開示されている手数料等の受取金を支払います。2015年10月31日に終了した半年間において、当投資信託の稼得した手数料等の受取金97,707,481円(2014年：182,496,109円)でした。注記6で述べた担保付スワップ投資の純損失は、当投資信託と担保付スワップ取引の相手方に関連当事者の関係があることから、関連当事者費用となります。

ザ バンク オブ ニューヨーク メロンは当投資信託の保管受託銀行であることから関連当事者となります。受託会社は、包括利益計算書の運用費用に含まれる受託会社報酬を受けます。

当投資信託の投資助言会社は、当投資信託に投資助言業務を提供し重要な影響を行使できることから、関連当事者となります。投資助言報酬は、両クラスの受益証券とも年率35ベース・ポイントであり、注記7で詳述したように、担保付スワップのもとで支払われるコスト・クーポンを資金とします。

国内短期公社債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	平成27年 9月24日現在	平成28年 3月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	868,920,874
コール・ローン	570,875,726	-
国債証券	899,999,322	-
地方債証券	-	91,344,744

	平成27年 9月24日現在	平成28年 3月22日現在
特殊債券	-	201,720,224
未収利息	846	297,110
前払費用	-	76,320
流動資産合計	1,470,875,894	1,162,359,272
資産合計	1,470,875,894	1,162,359,272
負債の部		
流動負債		
未払金	299,999,700	-
流動負債合計	299,999,700	-
負債合計	299,999,700	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,160,561,731	1,152,136,712
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	10,314,463	10,222,560
元本等合計	1,170,876,194	1,162,359,272
純資産合計	1,170,876,194	1,162,359,272
負債純資産合計	1,470,875,894	1,162,359,272

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年 9月24日現在	平成28年 3月22日現在
1. 計算日における受益権の総数 1,160,561,731口	1. 計算日における受益権の総数 1,152,136,712口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0089円 (1万口当たり純資産額) (10,089円)	2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0089円 (1万口当たり純資産額) (10,089円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券、地方債証券、特殊債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成27年 9月24日現在	平成28年 3月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

<p>国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>地方債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>特殊債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	---

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成27年 3月21日 至 平成27年 9月24日	自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成27年 9月24日現在	平成28年 3月22日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,173,793,966円	1,160,561,731円
期中追加設定元本額	117,107,744円	- 円
期中一部解約元本額	130,339,979円	8,425,019円
同期末における元本の内訳		
新光インド・インフラ株式ファンド	5,997,800円	5,997,800円
ハイブリッド証券ファンド円コース	428,876,745円	428,876,745円
ハイブリッド証券ファンド米ドルコース	45,651,188円	45,651,188円
ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース	79,862,146円	79,862,146円
ハイブリッド証券ファンドブラジルリアルコース	440,666,397円	440,666,397円
ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース	11,949,500円	11,949,500円
ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース	10,463,895円	10,463,895円
ハイブリッド証券ファンド中国元コース	21,960,174円	21,960,174円
ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース	4,996,600円	4,996,600円
ハイブリッド証券ファンドマネーブルファンド	69,458,173円	69,458,173円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド円コース	1,392,481円	1,392,481円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース	298,389円	298,389円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース	1,193,555円	1,193,555円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルリアルコース	6,365,626円	6,365,626円

新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネーブルファンド	3,916,641円	943,105円
ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）	15,005,409円	10,049,516円
ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）	1,500,048円	1,004,458円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース	99,207円	99,207円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース	99,207円	99,207円
ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース	8,032,854円	8,032,854円
ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース	1,090,474円	1,090,474円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド（年1回決算型）	99,177円	99,177円
ハイブリッド証券ファンド円コース（年2回決算型）	1,288,661円	1,288,661円
ハイブリッド証券ファンドブラジルリアルコース（年2回決算型）	297,384円	297,384円
合計	1,160,561,731円	1,152,136,712円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成27年 9月24日現在	平成28年 3月22日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	222	-
地方債証券	-	52,846
特殊債証券	-	339,776
合計	222	392,622

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第 6 3 4 回東京都公募公債	40,000,000	40,176,546	
	平成 1 8 年度第 2 回愛知県公募公債（ 1 0 年 ）	10,000,000	10,051,308	
	平成 2 3 年度第 9 回大阪市公募公債（ 5 年 ）	41,000,000	41,116,890	
地方債証券 小計		91,000,000	91,344,744	
特殊債券	第 1 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	201,720,224	
特殊債券 小計		200,000,000	201,720,224	
合計		291,000,000	293,064,968	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

（平成28年 3月31日現在）

資産総額	595,736,746円
負債総額	2,529,862円
純資産総額（ - ）	593,206,884円
発行済口数	1,329,099,467口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4463円
（1万口当たり純資産額）	（4,463円）

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

（平成28年 3月31日現在）

資産総額	64,975,696円
負債総額	18,397円
純資産総額（ - ）	64,957,299円
発行済口数	120,492,482口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5391円
（1万口当たり純資産額）	（5,391円）

（参考）国内短期公社債マザーファンド

（平成28年 3月31日現在）

資産総額	1,562,839,996円
負債総額	400,512,000円
純資産総額（ - ）	1,162,327,996円
発行済口数	1,152,136,712口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0088円
（1万口当たり純資産額）	（10,088円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成28年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,813,864株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

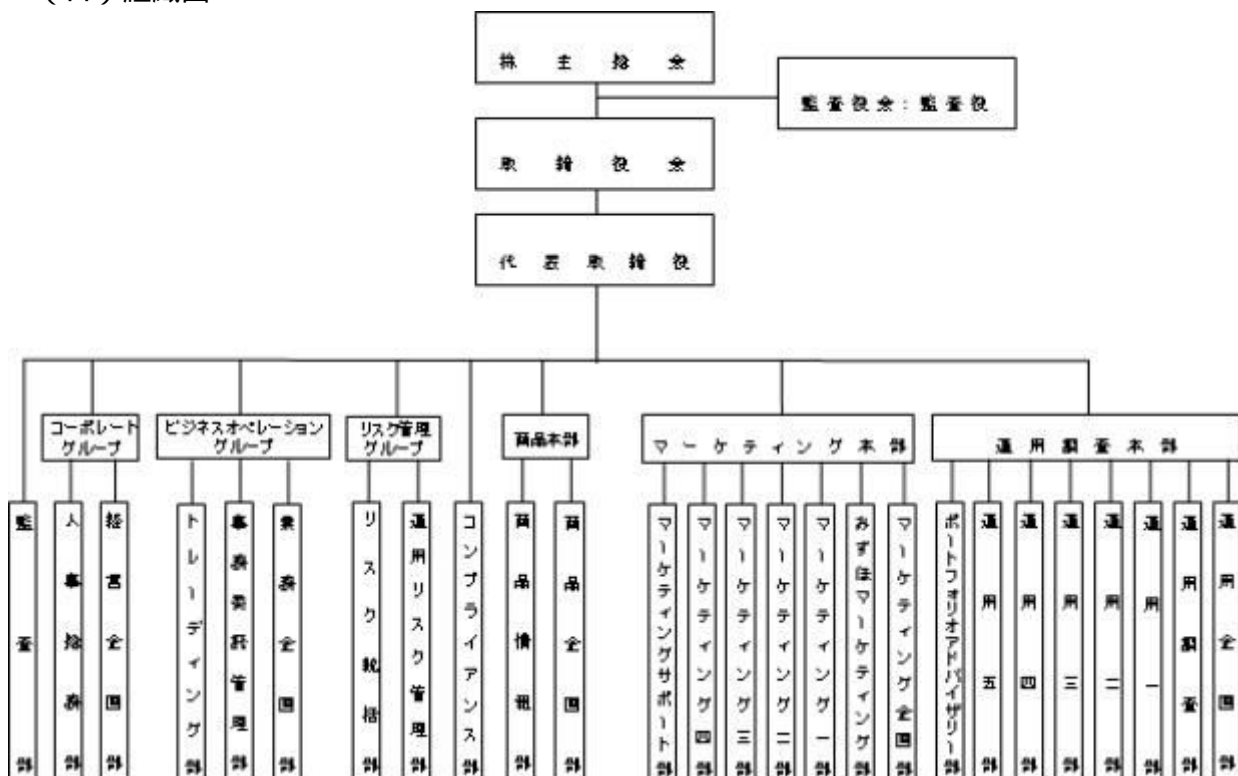
取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

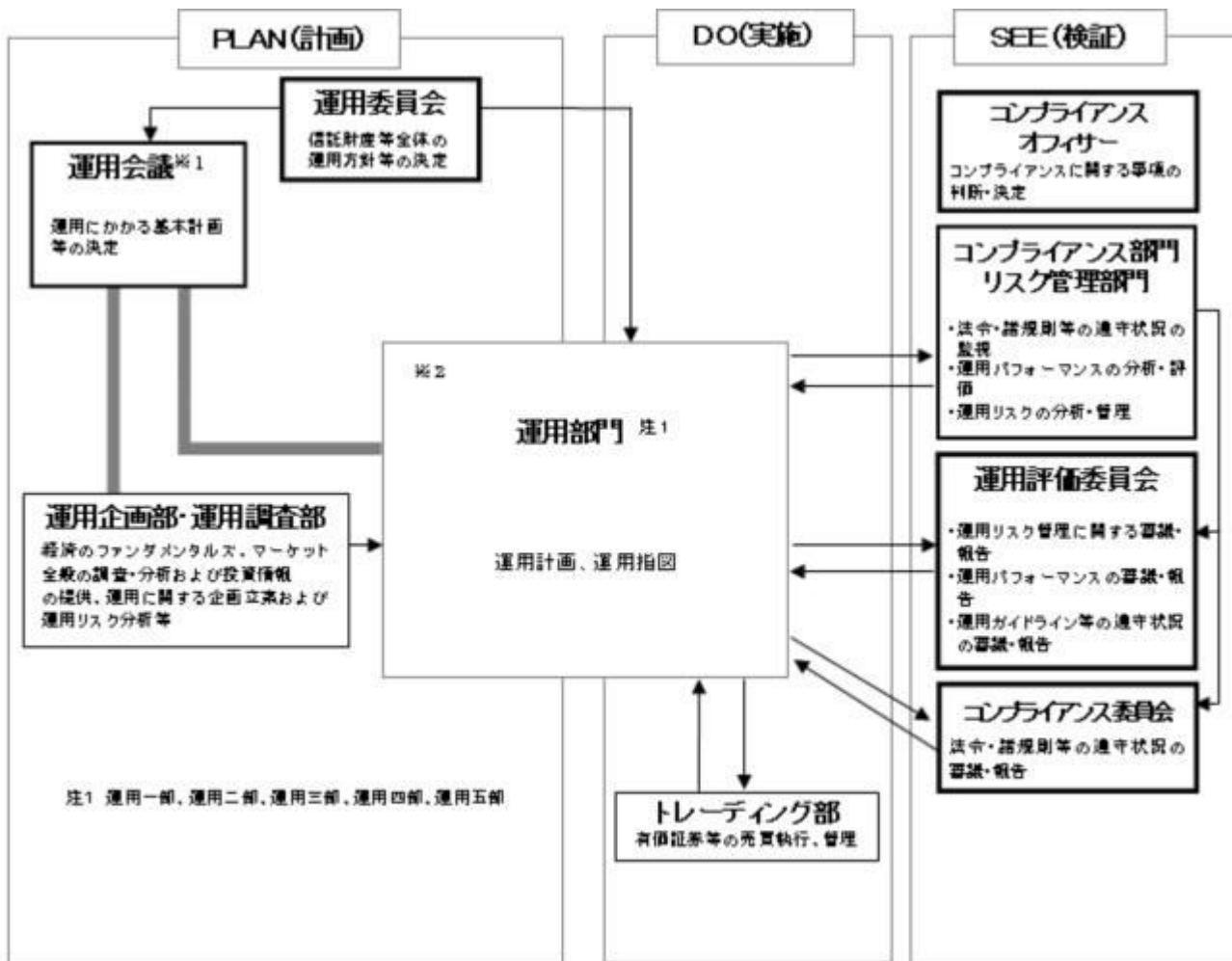
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～五部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。
（平成28年3月31日現在）

基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型公社債投資信託	27	719,629,081,816
追加型株式投資信託	243	3,233,296,897,812
単位型公社債投資信託	4	17,546,690,483
単位型株式投資信託	64	232,078,816,464
合計	338	4,202,551,486,575

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに

同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第56期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,492,111	13,427,042
有価証券	3,291,156	3,200,000
貯蔵品	5,188	5,117
立替金	15,778	23,184
前払金	38,614	64,821
前払費用	16,530	18,242
未収入金	-	872
未収委託者報酬	2,654,090	3,187,770
未収運用受託報酬	117,049	99,054
未収収益	6,509	6,338
繰延税金資産	283,616	372,215
流動資産合計	19,920,646	20,404,659
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 12,380	2 12,687
構築物(純額)	2 1,650	2 1,444
器具・備品(純額)	2 99,960	2 86,688
リース資産(純額)	2 340	-
有形固定資産合計	114,332	100,820
無形固定資産		
電話加入権	91	91

ソフトウェア	74,851	85,517
ソフトウェア仮勘定	11,885	669
無形固定資産合計	86,827	86,278
投資その他の資産		
投資有価証券	3,213,218	5,101,854
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	124,152	124,246
長期繰延税金資産	63,925	-
前払年金費用	374,562	396,211
その他	6,632	6,632
投資その他の資産合計	3,859,590	5,706,044
固定資産合計	4,060,749	5,893,143
資産合計	23,981,396	26,297,802

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	21,303	17,893
リース債務	810	345
未払金		
未払収益分配金	177	160
未払償還金	10,100	5,083
未払手数料	1 1,296,830	1 1,558,682
その他未払金	513,148	952,018
未払金合計	1,820,257	2,515,945
未払費用	548,430	722,806
未払法人税等	1,462,380	1,222,883
賞与引当金	362,800	451,000
役員賞与引当金	44,200	66,000
外国税支払損失引当金	-	184,111
訴訟損失引当金	-	30,000
流動負債合計	4,260,181	5,210,985
固定負債		
繰延税金負債	-	89,752
長期リース債務	345	-
退職給付引当金	172,959	155,806
役員退職慰労引当金	31,708	39,333
執行役員退職慰労引当金	102,083	63,916
固定負債合計	307,096	348,809
負債合計	4,567,278	5,559,794
純資産の部		
株主資本		

資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900,000	8,900,000
繰越利益剰余金	2,889,165	3,981,245
利益剰余金合計	12,149,658	13,241,738
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,363,242	20,455,322
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,874	282,685
評価・換算差額等合計	50,874	282,685
純資産合計	19,414,117	20,738,008
負債純資産合計	23,981,396	26,297,802

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)		(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		29,107,010		35,876,795
運用受託報酬		261,777		238,412
営業収益合計		29,368,787		36,115,207
営業費用				
支払手数料	1	15,428,327	1	18,252,669
広告宣伝費		336,593		456,430
公告費		2,919		548
調査費				
調査費		339,210		623,792
委託調査費		4,188,805		5,966,340
図書費		4,862		5,254
調査費合計		4,532,878		6,595,388
委託計算費		1,151,067		1,352,318
営業雑経費				
通信費		37,016		32,335
印刷費		160,606		103,093
協会費		14,992		18,150
諸会費		3,153		3,300

その他	27,521	41,594
営業雑経費合計	243,290	198,475
営業費用合計	21,695,077	26,855,830
一般管理費		
給料		
役員報酬	89,886	96,445
給料・手当	1,326,658	1,368,552
賞与	332,688	336,076
給料合計	1,749,233	1,801,073
交際費	9,349	11,426
寄付金	3,066	3,198
旅費交通費	78,321	100,386
租税公課	65,510	68,508
不動産賃借料	205,792	206,753
賞与引当金繰入	362,800	451,000
役員賞与引当金繰入	44,200	66,000
役員退職慰労引当金繰入	39,756	24,930
退職給付費用	182,850	191,900
減価償却費	63,615	70,676
諸経費	585,445	573,824
一般管理費合計	3,389,942	3,569,678
営業利益	4,283,768	5,689,698

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	143,049	163,006
有価証券利息	6,052	3,853
受取利息	14,495	10,741
時効成立分配金・償還金	4,450	5,080
雑益	20,588	487
営業外収益合計	188,635	183,170
営業外費用		
支払利息	59	26
時効成立後支払分配金・償還金	1,557	3,083
雑損	8,673	3,261
営業外費用合計	10,290	6,371
経常利益	4,462,113	5,866,496
特別利益		
投資有価証券売却益	158,386	68,179
特別利益合計	158,386	68,179

特別損失

固定資産除却損	3,210	3,177
ゴルフ会員権売却損	2,795	-
投資有価証券売却損	42,388	54,613
投資有価証券評価損	10,974	10,952
外国税支払損失引当金繰入額	-	184,111
訴訟損失引当金繰入額	-	30,000
その他特別損失	-	22,227
特別損失合計	59,368	305,082
税引前当期純利益	4,561,131	5,629,593
法人税、住民税及び事業税	1,905,519	2,111,379
法人税等調整額	113,958	66,999
法人税等合計	1,791,560	2,044,380
当期純利益	2,769,571	3,585,212

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				

当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

当事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による 累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当期変動額					
別途積立金取崩					
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					3,585,212
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,045,803
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

会計方針の変更による 累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当 期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	3,585,212		3,585,212		3,585,212
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				231,810	231,810
当期変動額合計	1,045,803	-	1,045,803	231,810	1,277,614
当期末残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益

剰余金が46,276千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払手数料	760,018千円	777,631千円

- 2．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	599,157千円	573,602千円

（損益計算書関係）

- 1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
支払手数料	8,738,779千円	9,189,399千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

- 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

- 2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

- 3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

- 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月24日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成26年11月26日	平成26年12月25日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）
 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,427,042	13,427,042	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,102,802	8,102,802	-
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	3,187,770	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

当事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,426,934	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券	3,200,000	2,060,328	1,537,061	63,735
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	-	-	-

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
	(1) 株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,787,026	2,215,104	571,921
	小計	2,787,026	2,215,104	571,921
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,315,776	5,470,388	154,612
	小計	5,315,776	5,470,388	154,612
合計		8,102,802	7,685,493	417,309

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．売却したその他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

当事業年度（平成27年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	503,565	68,179	54,613
合計	503,565	68,179	54,613

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。
当事業年度において、有価証券について10,952千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,281,738	1,424,739
会計方針の変更による累積的影響額	-	71,902
会計方針の変更を反映した期首残高	1,281,738	1,352,836
勤務費用	80,449	90,967
利息費用	19,226	9,476
数理計算上の差異の発生額	91,561	31,927
退職給付の支払額	48,235	73,269
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739	1,348,083

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	1,018,974	1,157,054

期待運用収益	20,379	23,141
数理計算上の差異の発生額	70,810	108,961
事業主からの拠出額	78,919	78,464
退職給付の支払額	32,029	38,450
年金資産の期末残高	1,157,054	1,329,170

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,187,071	1,111,797
年金資産	1,157,054	1,329,170
	30,017	217,373
非積立型制度の退職給付債務	237,668	236,285
未積立退職給付債務	267,685	18,912
未認識数理計算上の差異	496,048	270,020
未認識過去勤務費用	26,759	10,703
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603	240,404
退職給付引当金	172,959	155,806
前払年金費用	374,562	396,211
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603	240,404

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用(注1)	110,782	119,135
利息費用	19,226	9,476
期待運用収益	20,379	23,141
数理計算上の差異の費用処理額	72,344	85,138
過去勤務費用の費用処理額	16,055	16,055
確定給付制度に係る退職給付費用	165,917	174,553

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度30,333千円、当事業年度28,168千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5) 年金資産に関する事項

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
株式	41.3%	39.4%
債券	25.6%	27.3%

共同運用資産	18.3%	21.0%
生命保険一般勘定	11.2%	10.6%
現金及び預金	3.3%	1.4%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	1.5%	0.0720% ~ 1.625%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率(平均)	2.6%	2.6%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度16,933千円 当事業年度17,347千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	145,054千円	170,920千円
減価償却超過額	1,076	896
退職給付引当金	98,025	70,882
役員退職慰労引当金	11,300	12,688
投資有価証券評価損	12,705	15,033
非上場株式評価損	28,430	25,733
未払事業税	103,536	90,342
外国税支払損失引当金	-	60,867
訴訟損失引当金	-	9,918
その他	109,079	87,621
繰延税金資産小計	509,208	544,905
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	509,208	544,905
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,172	134,624
前払年金費用	133,494	127,817
繰延税金負債合計	161,666	262,442
繰延税金資産の純額	347,542	282,463

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	283,616千円	372,215千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	63,925	-
固定負債 - 長期繰延税金負債	-	89,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率の変更等を行っております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が19,637千円減少し、その他有価証券評価差額金が14,105千円、法人税等調整額が33,742千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	125,167,284	金融商 品取引 業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売 役員の兼 任	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い	8,738,779	未払手 数料	760,018

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	125,167,284	金融商 品取引 業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売 役員の兼 任	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い	9,189,399	未払手 数料	777,631

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	みずほ証 券プロバ ティマネ ジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃 借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の 親会社 を持つ 会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報 サービス 業	なし	計算業務 の委託	計算委託料 支払 ハウジング サービス料 支払 メールシス テムサービ ス料支払 IT関連業務 支援	105,424 16,824 36,923 4,145	その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金	8,030 1,472 3,230 1,648

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	みずほ証 券プロバ ティマネ ジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃 借	175,210	長期差 入保証 金	116,378
同一の 親会社 を持つ 会社	日本証券 テクノロ ジー株式	東京都 中央区	228,000	情報 サービス 業	なし	計算業務 の委託	計算委託料 支払	92,974	その他 未払金	8,479

会社	会社								
						ハウジング サービス料 支払	16,824	その他 未払金	1,514
						メールシス テムサービ ス料支払	36,923	その他 未払金	3,323
						IT関連業務 支援	18,002	その他 未払金	1,736

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(2) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

(3) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	10,703円18銭	11,433円05銭
1株当たり当期純利益金額	1,526円89銭	1,976円56銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益金額（千円）	2,769,571	3,585,212
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	2,769,571	3,585,212
期中平均株式数（千株）	1,813	1,813

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	15,954,811
有価証券	3,640,120
貯蔵品	6,357
未収委託者報酬	3,690,798
未収運用受託報酬	99,281
繰延税金資産	348,837
その他	242,660
流動資産合計	23,982,867
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	11,617
構築物（純額）	1,354
器具・備品（純額）	76,976
有形固定資産合計	1 89,948
無形固定資産	
ソフトウェア	76,808
ソフトウェア仮勘定	12,744
その他	91
無形固定資産合計	89,644
投資その他の資産	
投資有価証券	2,763,859
長期繰延税金資産	989
前払年金費用	387,565
その他	129,929
投資その他の資産合計	3,282,343
固定資産合計	3,461,936
資産合計	27,444,803

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払金	
未払収益分配金	155

未払償還金		4,607
未払手数料		1,754,278
その他未払金		308,151
未払金合計		2,067,192
未払法人税等		946,118
未払消費税等	2	221,381
賞与引当金		449,925
役員賞与引当金		22,000
外国税支払損失引当金		139,578
訴訟損失引当金		30,000
その他		758,645
流動負債合計		4,634,840
固定負債		
退職給付引当金		153,718
役員退職慰労引当金		37,333
執行役員退職慰労引当金		69,916
固定負債合計		260,968
負債合計		4,895,808
純資産の部		
株主資本		
資本金		4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		2,761,700
資本剰余金合計		2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		8,900,000
繰越利益剰余金		6,076,707
利益剰余金合計		15,337,200
自己株式		72,415
株主資本合計		22,550,784
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,790
評価・換算差額等合計		1,790
純資産合計		22,548,994
負債純資産合計		27,444,803

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成27年4月 1日
至 平成27年9月30日)

営業収益

委託者報酬		19,786,569
運用受託報酬		127,876
営業収益合計		19,914,445
営業費用及び一般管理費	1	17,105,543
営業利益		2,808,902
営業外収益		
受取配当金		41,711
有価証券利息		1,754
受取利息		5,320
時効成立分配金・償還金		502
その他		157
営業外収益合計		49,446
営業外費用		
支払利息		3
その他		244
営業外費用合計		247
経常利益		2,858,102
特別利益		
投資有価証券売却益		222,173
外国税支払損失引当金戻入益		44,533
特別利益合計		266,706
特別損失		
固定資産除却損		69
投資有価証券売却損		5,811
特別損失合計		5,880
税引前中間純利益		3,118,928
法人税、住民税及び事業税		954,698
法人税等調整額		68,767
法人税等合計		1,023,466
中間純利益		2,095,462

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245
当中間期変動額					
中間純利益					2,095,462

株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	2,095,462
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	6,076,707

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
	利益 剰余金 合計				
当期首残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008
当中間期変動額					
中間純利益	2,095,462		2,095,462		2,095,462
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				284,475	284,475
当中間期変動額合計	2,095,462	-	2,095,462	284,475	1,810,986
当中間期末残高	15,337,200	72,415	22,550,784	1,790	22,548,994

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

 関連会社株式

 総平均法による原価法

 その他有価証券

 時価のあるもの

 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

 時価のないもの

 総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

 定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 8～18年

 構築物 20年

 器具備品 2～20年

（2）無形固定資産

 定額法。

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

(追加情報)

当社は、平成27年9月30日開催の取締役会において、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及びDIAMアセットマネジメント株式会社との間で、統合に向けた具体的な準備を開始するべく、グループ資産運用機能の統合に係る「統合基本合意書」の締結を決議いたしました。

(中間貸借対照表関係)

1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

当中間会計期間
 （平成27年9月30日）

有形固定資産の減価償却累計額 501,932千円

2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間
 （自 平成27年4月1日
 至 平成27年9月30日）

有形固定資産 24,732千円
 無形固定資産 13,716千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2.参照）。

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	15,954,811	15,954,811	-

(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	6,127,827	6,127,827	-
(3) 未収委託者報酬	3,690,798	3,690,798	-
(4) 未払手数料	1,754,278	1,754,278	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 其他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,639,419	1,392,104	247,314
	小計	1,639,419	1,392,104	247,314
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-

	その他	-	-	-
	(3)その他	4,488,408	4,739,020	250,612
	小計	4,488,408	4,739,020	250,612
	合計	6,127,827	6,131,125	3,297

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （平成27年9月30日）
----	-------------------------

(1) 1株当たり純資産額	12,431円46銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	22,548,994
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	22,548,994
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	1,155円24銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,095,462
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,095,462
普通株式の期中平均株式数(株)	1,813,864

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりませ
 ん。

(重要な後発事象)

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成27年11月17日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分を決議しました。

株主配当に関する決議事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,446,341千円
1株当たり配当額	1,900円
基準日	平成27年12月 8日
効力発生日	平成27年12月 17日

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の

親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

- （４）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

ａ．定款の変更

委託者の定款につき、下記の変更を行いました。

- ・ 剰余金の配当等の決定機関を法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定めによらず、取締役会の決議によって定めることとしました。（平成27年6月19日実施）
- ・ 当社株式に関して、株券を発行する定めを廃止し、株券不発行としました。また、単元株（100株単位）について廃止しました。（平成28年1月25日実施）

ｂ．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成27年11月17日開催の取締役会において期中配当を行うことを決議しました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

ａ．資本金の額

平成27年3月末現在、342,037百万円

ｂ．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成27年3月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
S M B C フレンド証券株式会社	27,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	47,937	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものはありません。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。

(4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。

(6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）の平成27年9月25日から平成28年3月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）の平成28年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）の平成27年9月25日から平成28年3月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）の平成28年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月1日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日開催の取締役会において、「統合基本合意書」の締結について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。